

福 社 保 健 局

1 指図書事項

(歳出)

(1) 災害用備蓄医薬品等の購入における使用期限の確認について適切に対応すべきもの
 医療政策部は、災害時における医療救護活動のため、表1のとおり、医薬品等の災害用備蓄品を購入し、関係各所に配置している。

購入する災害用備蓄医薬品等の使用期限については、仕様書において、次のとおりとしている。

① 使用期限記載のある品目及び製造日や有効期間等で使用期限が判明する品目については、納入目を基準として、残存使用期限が10分の8以上あること。

② ①により難しい場合は、別途、都担当者と協議すること。

③ 使用期限がある又は判明する品目については、必ず、納入日から起算し14日前までに、「納入ロット表」により、製造年月、使用期限及び有効期間を都担当者へ報告すること。

そこで、表1の契約における納品状況を確認したところ、表2のとおり、表1の項番1の契約33品目中25品目において残存使用期限が10分の8を下回っている状況であった。また、表1の項番2から5の契約についても、表3のとおり、残存使用期限が10分の8を満たしていないものがある。

このことについて、部はいずれも、受注者から「現在市場に流通している中で最も有効期間が長いものを納品する。」との報告を受け、確実な更新のために、やむを得ないものとしてこれを了承している。

しかしながら、災害用備蓄医薬品等は、いつ発生するか分からない災害等に備えるため、使用期限を超過する前に入替える必要があることから、効率的な運用のためにはできるだけ残存使用期限が長いことが望ましく、契約の有効性を考えると、残存使用期限を満たさないものが多数ある状況は適切でない。

また、部は、平成27年定期監査においても同様の指摘を受けており、その際に流通実態を再検討した上で、残存使用期限を改める等仕様書を見直しているにもかかわらず、その条件を満たさない状況について落札業者からの報告のみで判断を行っており、業界における流通実態など十分な考察を行っていない。

部は、災害備蓄費であることを前提とした使用期限が確保できる医薬品等を契約に基づいて納品させるとともに、流通実態から仕様書上の残存使用期限を満たす医薬品等の調達が困難な場合には、備蓄中の医薬品等の使用期限等を勘案の上、納入期限等を変更する契約変更等も視野に入れるなど、慎重な対応をとるべきである。

部は、災害用備蓄医薬品等の購入における使用期限の確認について適切に対応されたい。
 (福祉保健局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	件名	契約年月日	履行期限	契約金額	納品場所
1	都立病院の災害用救急医療資器材(医薬品)の買入れ	令和3.2.9	令和3.3.31	507,400	都V病院6ヵ所
2	医療資器材の買入れ(都立災害拠点病院用)	令和3.2.26	令和3.3.31	1,532,300	都立病院6ヵ所
3	災害用救急医療資器材(新7点セット)の医薬品・医療資器材の買入れ(令和2年度計画承認分)	令和3.3.11	令和3.5.31	15,669,500	災害対策要員住宅 柏木住宅内集中備蓄倉庫外1ヵ所
4	現場機行用医療資器材の買入れ(令和2年度計画承認分)	令和3.3.11	令和3.5.31	17,439,400	都内災害拠点病院
5	単品補充用医薬品等の買入れ(令和2年度計画承認分)	令和3.3.11	令和3.5.31	21,805,300	災害対策要員住宅 柏木住宅内集中備蓄倉庫外4ヵ所

(表2) 表1の項番1の契約における残存使用期限

項番	品名	納入ロット表における情報			監査事務局試算	
		製造年月	使用期限 A	有効期間 (月) B	納品日(2021年3月)から 使用済(〇)までの月数 C	残存使用期限 (C/B)
1	マキロンS		2024年10月	48	43	0.90
2	フェノバール注射液1.00mg		2022年11月	30	20	0.67
3	ゾラタノール0.2mg		2023年1月	36	22	0.61
4	レバタン注0.2mg		2023年1月	36	22	0.61
5	静注用キシロカイン2%		2023年9月	36	30	0.83
6	ソル・コーチン注用1.00mg		2023年2月	36	23	0.64
7	ニトロスN皮下錠0.3mg		2023年4月	48	25	0.52
8	ブタラックス錠1.0mg		2024年6月	48	39	0.81
9	ホスミンS静注用1g		2023年4月	36	25	0.69
10	ボトリンS注1.00mg 5ml		2023年9月	36	30	0.83
11	ラボチール注射液3.00mg		2023年4月	36	25	0.69
12	ボスミン注1mg 1ml		2023年3月	36	24	0.67
13	アトロピン硫酸錠0.5mg		2023年2月	36	23	0.64
14	ネオアイト注2.50mg		2023年1月	36	22	0.61
15	塩化カルシウム注2%		2023年4月	36	25	0.69
16	1%ブイブイ注-キット		2021年10月	18	7	0.39
17	ルビジン注射液2mg		2023年2月	36	23	0.64
18	ヘルベッサ-注射用50		2022年12月	36	21	0.58
19	ニエジビシカチセル5mg		2023年4月	36	25	0.69
20	カルボカイソブゾル注1%		2023年5月	36	26	0.72
21	ケマカブ錠(注)100mg 「日医工」		2022年11月	36	20	0.56
22	ケララールカチセル2.50mg		2022年7月	24	16	0.67
23	ケララール細粒小児用1.00mg		2022年9月	24	15	0.63
24	アスキャン水0.05%		2023年9月	36	30	0.83
25	ソアラチエール船行剤1.00cm		2022年9月	24	18	0.75
26	バラマイソン錠5.0g		2023年9月	36	30	0.83
27	ラテック注		2023年10月	31	31	0.86
28	大塚糖液5.0%		2022年3月	24	12	0.50
29	ブドウ糖注2.0%PL「フナー」		2023年5月	26	26	0.72
30	メイロン静注8.4%		2022年10月	24	19	0.79
31	チタラゾリン筋注用2.50単位		2024年8月	60	41	0.68
32	イソバブ錠5.0		2023年8月	36	29	0.81
33	ヒューマンN注1.00単位/ml		2023年3月	36	24	0.67

(注) 仕様書で定められた残存使用期限1.0分の8(0.80)に満たないものを網掛けしている。

(表3) 表1の項番2から項番5までの契約における納品状況

表1の 項番	件名	納品目数	残存使用期限10分の8を満たさないもの	
			品目数	品目例(使用期限・残存使用期限)
2	医療資器材の買入れ(都立災害拠点病院用)	133	20	ネラトソカチエール(2022年10月、0.53)、タラソルソラソックドレーン(2023年2月、0.64)、マイトロボア(2022年10月、0.72)、製法針(2024年10月、0.72)等
3	災害用救急医療資器材(新7点セット)の医薬品・医療資器材の買入れ(令和2年度計画承認分)	115	13	気管切開カニューレ(2024年3月、0.61)、静注用ホスミンS(2023年4月、0.66)、ボスミン注0.1% (2023年5月、0.66)、ソニントロール(2023年1月、0.63)等
4	現場携行用医療資器材の買入れ(令和2年度計画承認分)	68	10	ソルコーチン注(2023年3月、0.61)、ベクロニウム静注(2023年1月、0.55)、イソバブ注(2023年1月、0.55)、ボスミン注0.1% (2023年5月、0.66)等
5	単品補充用医薬品等の買入れ(令和2年度計画承認分)	17	2	ブスコパブ注2% (2022年8月、0.82)、ソルコーチン注(2023年3月、0.61)

(歳出)

(2) 契約管理及び支払手続を適正に行うべきもの

感染症対策部(令和2年7月12日)までは健康安全部)は、平成31(令和元)年度に、感染症防護用遺体収納袋(以下「遺体袋」という。)の保管及び配送等を委託するため、表4の請負単価契約を締結している。この契約では、受託者所有倉庫に部の調達した遺体袋を保管し、部の指示に応じて受託者が随時遺体袋を出庫、配送することとされ、また請負報酬は、保管料及び出庫作業料については作業の対象となった梱包箱を単位として、配送料については専用配送車の稼働台数を単位として、請求書により支払うことが定められている。

この契約については、次の状況が認められた。

① 契約の仕様書では、受託者が部から遺体袋を受領した場合には、部の別途定める様式に基づき「物品受領書」を提出することとされているが、令和元年12月、受託者は遺体袋の入庫に際して所定の「物品受領書」を提出していないにもかかわらず、部が履行の完了を確認していることは適正でない。

② 仕様書では、遺体袋の配送方法については専用の2トントラック10台を用意すること、また、配送料の計算方法については、専用配送車の稼働台数を単位とすること等が定められていた。しかしながら、部は、受託者の用意した車種、台数が仕様書と相違していることを看過し、また、令和2年3月、受託者から配送方法を宅配便として配送料の計算方法を梱包箱単位とする別契約を締結する旨の提案を受け、その旨変更することを口頭で承諾し配送業務を行わせていることは適正でない。

③ この契約に基づき委託者が提出した令和2年3月分の委託完了届の内訳書には、保管及び

出席記録の記載があるのみで、配送記録は一切記載されていないにもかかわらず、部は履行の完了を確認し、配送料を含まない金額で委託料を支払ったことは適正でない。

④ その後、翌年度の令和2年11月10日になって、受託者から配送に係る契約及び請求手続が漏れていたとの申出があったことから、部は、令和2年度予算で契約及び支払を行うこととし、表5のとおり、令和3年3月3日付けで履行期間が過年度（令和2年3月4日から同月5日まで）の新規の契約を締結し、令和2年度予算から支払を行った。しかし、既に履行が完了した事項について事後に契約を締結することは適正でなく、また、令和元年度予算から支出すべきであった費用を翌年度予算から支出したことも適正でない。

（福祉保健局）

（表4）当初契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
感染症対応用遺体収納袋（平成31年度購入分）の保管配送委託（単価契約）	令和元.12.2～令和2.3.31	1,083,698（推定総金額）

（単位：円）

（表5）令和3年3月3日の契約概要

契約件名	契約期間	契約金額
個人防護具等（遺体収納袋及びエコーゲル）の配送	令和2.3.4～令和2.3.5	251,372

（単位：円）

（歳出）

（3）個別フオロアップ業務等の変更に係る手続を適正に行うべきもの
保健政策部は、職場における自殺対策推進のため、表6の契約により職場向け講演会を実施している。

この講演会は、都内に事業所が所在する企業の管理職、人事労務担当者、健康管理者等を対象に、オンライン形式により行われるもので、第1回は令和2年11月25日に、第2回は同年12月17日に同じチャーターで開催されている。いずれの回も、講師だけでなく、事前・事後のアンケート、質疑応答、ウエブ上でのグループセッションなど参加者と主催側との双方向のやりとりが行われるものとなっている。また、参加企業は、希望すれば、後日さらに個別フオロアップを受けることができる。

個別フオロアップとは、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、産業カウンセラー等、職場のメンタルヘルスや自殺対策を専門とするアドバイザーから、自社でメンタルヘルス・自殺対策に取り組む上でのサポートを個別に受けることができるものである。

この履行実績について見たところ、仕様書において、講演会に参加した企業から希望を募り、30社程度の個別フオロアップを実施することとしていたものの、表7のとおり、6社の実施にとどまっているにもかかわらず、履行規模の縮小について、委託契約書に基づく協議又は

契約変更等の手続を経ることなく、委託完了品を受領し、当初の契約金額をもって支払を行っていることが認められた。

仕様書を満たす履行がなされなかったことについて、実績報告等の履行確認書類には、その経緯や原因、部の承認の有無などの記載はなく、また、履行内容の変更に係る協議や契約変更の要否の検討等がなされたことを確認できる部の書類もなかったことは、適正でない。

この未履行の個別フオロアップ経費について監査事務局で試算したところ、表8のとおり、132万円の不経済支出となり、フオロアップの体制と規模に応じた契約の在り方を検討すべきであった。

また、仕様書では講演の参加者を各回最大200名としていたが、部が選定した講師から200名での実施が難しいとの打診を受け、部担当者や受託者で協議を行った。

この結果、運営費増減の影響がないことを確認し、部と受託者の双方同意の上で講演参加者を各回100名とすることとした。

しかしながら、これは口頭のみでの同意であり、仕様の変更について契約変更の手続を行っていないことは適正でない。

部は、個別フオロアップ業務等の変更に係る手続を適正に行われたい。

（福祉保健局）

（表6）契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
企業向け自殺対策講演会（オンライン形式）及び個別フオロアップの実施委託	令和2.10.10～令和3.3.31	3,300,000
講演会の受付・運営、アンケートの実施・回収、個別フオロアップ等		

（単位：円）

（表7）予定規模と実績

区分	講演会	個別フオロアップ
予定	各回100人	30社（各回15社）
①令和2年11月25日講演会	59社 72人	4社
②令和2年12月17日講演会	56社 60人	2社

（表8）個別フオロアップ業務経費

契約金額（見積書より）	監査事務局試算	不経済支出
フオロアップ業務一式 1,500,000	フオロアップ業務 6社分 1,500,000×6社/30社（注） 消費税及び地方消費税 150,000	300,000 ①—② 30,000
計 ① 1,650,000	計 ② 330,000	1,320,000

（単位：円）

（注） 積算上の想定企業数を分科に用いて、契約金額の内訳書から機械的に計算した。

(財産)
(4) 不用品の廃棄手続を適正に行うべきもの

障害者施策推進部は、表9のとおり、東京都庁東部教育センターに所在するおむつ交換カート及び重要物品である臨末検査システムについて、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号。以下「規則」という。)に基づいた書式で、いずれも令和3年3月31日付けで物品管理者への返納、不用品への区分換え、不用品として払出しを行っている。

おむつ交換カート及び臨末検査システムを廃棄した状況について見たところ、おむつ交換カートは令和3年2月19日、臨末検査システムは同年3月15日に廃棄が完了している。

規則が定める物品管理の手続では、不用品への区分換え及び不用品としての払出しを行った後、廃棄すべきところ、物品管理手続に先立って物品を廃棄していることは適正でない。部は、不用品の廃棄手続を適正に行われたい。

(福祉保健局)

(表9) 廃棄手続を怠った物品

品名	取得価額	台数	取得年月日	耐用年数	備考
おむつ交換カート	195,300	8	平成17.12.9	-	
おむつ交換カート	205,800	1	平成18.2.28	-	
臨末検査システム	28,665,000	1	平成26.3.31		重要物品

(単位：円、台)

(その他)

(5) 劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行うべきもの

大森老人ホームは、かつて都が運営を行っていた同施設を、利用者サービスの低下を生じさせないことなどを条件に公募の上選定された社会福祉法人に無償で貸し付けられており、当該法人により自主運営がなされている。

ところで、「大森老人ホームの運営に係る施設使用等基本協定書」等により、老人ホームの通常運営の範囲を超える大規模な修繕は原則として都が行うこととなっているため、表10のとおり、高齢社会対策部は、大森老人ホームの建物の劣化状況等調査を実施している。

この調査結果を見たところ、表11及び表12のとおり、「現時点で危険な状態」とされる「危険度3」に該当する施設設備の不具合が報告されていることが認められた。また、判定基準においても「早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの」(レベルⅢ)に分類されている。

これらの改善状況について部に確認したところ、表11のうち建築34、建築39及び建築40の排煙窓について、監査日(令和3年10月28日)現在、修理が行われていなかった。排煙窓は、火の火災等の発生に備えて入居者等の安全を確保するために設置されている設備であり、不具合により有事の際に作動しないようなどはあってはならないものである。

部は、社会福祉法人とも協議の上、劣化状況等調査にて「危険度3」かつ「レベルⅢ」と判定された施設設備の修理等を速やかに行われたい。

(福祉保健局)

(表10) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
大森老人ホーム劣化状況等調査委託	令和3.1.7~令和3.3.31	3,300,000

(単位：円)

(表11) 「危険度3」の報告があった施設設備と修理状況

調査番号	場所	劣化状況等調査			修理(注)
		調査結果	危険度	判定基準	
建築34	1階集会室・ホール	排煙窓のオペレータ固着	危険度3	レベルⅢ	未済
建築39	2~4階食堂3か所	排煙窓のオペレータ固着	危険度3	レベルⅢ	未済
建築40	2~4階食堂4か所	排煙窓のオペレータ固着	危険度3	レベルⅢ	未済
建築93	3、4階寮居室吹き抜け	防火シャッター内蔵パツチ不点灯	危険度3	レベルⅢ	済
設備92	各階共用廊下	誘導灯・蓄電池交換ボラツチ不点灯	危険度3	レベルⅢ	済

(注) 監査日(令和3年10月28日)現在

なお、監査日以降、部と社会福祉法人は連携して令和3年度末を目標に修理手続を進めている。

(表12) 危険度及び判定基準の内容

危険度	危険度	判定基準(修繕時期)	
		現状の使用状況で危険はありませ	おおむね10年以内を目標に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの
危険度1	現状のまま使用を続けるなど危険な状態になりませ	レベルⅠ	おおむね5年以内を目標に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの
危険度2	現時点で危険な状態です	レベルⅡ	早急に大規模な修繕・交換が必要と思われるもの
危険度3		レベルⅢ	

(その他)

(6) 適正に締結された承諾書保持すべきもの

生活福祉部は、表13の契約を締結して契約書保持し、契約変更を行って契約変更に係る承諾書(以下「承諾書」という。)を保持している。

印紙税法(昭和42年法律第23号。以下「法」という。)では、表13の契約に係る契約書

（原契約書）は課税文書であることから、収入印紙を貼付（印紙税を納税）した原契約書を部が保持している。

原契約書が課税文書に当たる場合、印紙税は基本通達では、契約金額を変更する承諾書及び契約期間を変更する承諾書は、印紙税の課税文書となるため、部が保持する承諾書は収入印紙が貼付（印紙税が納税）されるべきものである。

それにもかかわらず、印紙税が納税されていないままの適正でない状態の承諾書を、契約相手方へ改善を要請しないまま部が保持し契約を完了させていることは適切でない。

部は、法に基づき適正に納税された承諾書を保持されたい。

（福祉保健局）

（表13）契約状況

（単位：円）

契約件名	契約（変更）日	（変更後）契約期間	（変更後）契約金額 （税込）
令和2年度住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業業務委託契約	令和2.4.1	令和2.4.1～令和3.3.31	351,941,209
	令和2.4.7		1,546,931,662
	令和2.6.10		2,259,984,662
ひきこもりに関する支援状況等調査委託	令和2.12.17	令和2.4.1～令和2.8.28	2,759,693,282
	令和2.4.1		2,420,000
	令和2.8.21	令和2.4.1～令和2.12.28	

1 意見・要望事項

（歳出）

（1）安否確認システムに関する契約の方法等の見直し検討について
経営企画部では緊急時に職員の安否を確認し、参集できる人員を迅速に把握するため、安否確認システムの運用を、表1のとおり、委託契約に行っている。

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、契約は一般競争入札が原則で、随意契約は例外的な方法とされており、特に、随意契約のうち特定の1者のみを契約の相手方とする特命随意契約の場合は、競争を通じた契約先選定の公正性や契約金額の妥当性の検証が期待できないことから、より慎重かつ厳正な運用が求められている。

そこで、本契約における契約方法について見たところ、本契約は、受託者が導入当初のシステム構築から保守運用を一貫して担っており、災害対応に遅れが生じないよう、職員が迅速かつ適切にシステムを利用できることを主な理由として、特命随意契約を締結していることが認められた。

また、本契約の導入当初は、企画提案方式（コンペ）で本件委託者を選定したが、その後、部は、計12年におたり特命随意契約により同者と委託契約を行っており、契約方法等の見直しを行っている状況である。

しかしながら、当初契約後、長期の特命随意契約については、一度、契約方法及び仕様内容の見直しについて検討することが望ましい。

部は、安否確認システムに関する契約の契約方法等の見直しについて検討することが望まれる。

（病院経営本部）

（表1）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和2年度病院経営本部緊急時安否確認システムの整備に関する契約	令和2.4.1～令和3.3.31	2,987,160	A

産 業 勞 働 局

1 招請事項
(重点監査事項) (抜出)

(1) 契約変更時に変更契約金額を合理的に算出すべきもの
商工部は、女性経営者の活躍推進を支援するため、表1のとおり、委託契約を締結している。この契約では、表2のとおり、起業、就業、企業経営等のあらゆる面における女性の活躍推進の気運をより一層盛り上げるため、女性経営者等が一同に会するイベントや、女性経営者が抱える課題を解決するためのセミナーや個別相談を実施している。

部は新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、基調講演やトークショー、表彰式、飲食を伴いながらのネットワーキング等を行うイベント及び年17回のセミナーをオンライン方式に変更することとし、契約変更を行っており、表3のとおり、契約金額の増減が発生している。

しかしながら、事業者が提出している企画書では、イベント当りの運営体制として、司会や搬影等の進行管理業務に16名、講師やアテンド、参加者等の受付関係業務に15名、誘導の運営管理業務に8名で対応しているが、オンライン開催の場合に減員になるはずのこれらの人件費が減額されているが明確でなく、変更した業務内容に応じた契約金額の変更となっていない。

本来、契約目途額の積算を詳細に行うとともに委託契約締結時に委託料内訳として各業務別の明細を作成し、業務内容変更後の委託料を合理的に算出すべきところであるが、業務別明細の作成をしていないために増加分、減少分とも変更金額が適正であるか確認できないことは適正でない。

部は、委託契約の締結に当たっては、契約目途額の積算を詳細に行うとともに委託契約締結時に委託料内訳として各業務別の明細を作成し、契約変更時に変更契約金額を合理的に算出された。

(産業労働局)

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
女性経営者等の活躍促進事業運営業務委託	令和2.4.1～令和3.3.31	148,740,000

(単位：円)

(表2) 業務の内容

イベント・アワードの企画・運営 (ビジュアル形式のセミナー含む。)	知事挨拶、基調講演、トークショー、分科会、表彰式、 セミナーの企画・運営
セミナーの企画・運営	経営基礎講座(12回)、特別講座(5回)
ポータルサイト及SNSの企画・運営	
個別相談の企画・運営	50回
広告及び広報	

(表3) 契約変更金額の算出

項目	数量	変更前金額	変更後金額	増減
企画・資料作成	1式	11,500,000	15,500,000	4,000,000
イベント制作関連	1式	12,000,000	12,000,000	0
会場費用	1式	28,000,000	24,000,000	△4,000,000
会場費	1式	9,500,000	4,450,000	△5,050,000
会場機材関連費	1式	1,500,000	2,000,000	500,000
会場整備費	1式	3,400,000	3,000,000	△400,000
技術関係者費	1式	3,000,000	4,500,000	1,500,000
搬卸機材費	1式	2,000,000	2,000,000	0
照明機材費	1式	1,750,000	1,750,000	0
音声機材費	1式	1,200,000	1,200,000	0
シズテム機材費	1式	1,000,000	1,000,000	0
回線費	1式	750,000	1,000,000	250,000
モニター機材費	1式	700,000	700,000	0
機材車両費	1式	500,000	500,000	0
記録機材・編集関係	1式	700,000	700,000	0
控室関連費	1式	2,000,000	1,200,000	△800,000
会場制作	1式	11,800,000	10,600,000	△1,200,000
受付・会場管制作	1式	6,000,000	4,800,000	△1,200,000
運営・設営・撤去等費	1式	2,000,000	2,000,000	0
資料運搬費	1式	3,800,000	3,800,000	0
オンラインチーム費用	1式		11,000,000	11,000,000
配信機材費	1式		3,000,000	3,000,000
プロデューサー・ディレクター費	1式		3,000,000	3,000,000
運出費	1式		500,000	500,000
その他スタッフ人件費	1式		4,000,000	4,000,000
SNS・サイト運用費用	1式	9,000,000	9,000,000	0
広告	1式	7,360,000	7,360,000	0
デザイン・制作物・映像	1式	10,500,000	9,500,000	△1,000,000
AWARD運営費用	1式	3,500,000	3,500,000	0
セミナー・個別相談用施設利用	1式	6,900,000	6,900,000	0
セミナー運営費	1式	5,000,000	5,000,000	0
相談会運営費	1式	2,200,000	2,200,000	0
ネットワーキング時の軽食	1式	4,500,000	0	△4,500,000
講師謝礼	1式	5,200,000	5,200,000	0
託児	1式	4,300,000	0	△4,300,000
雑費	1式	800,000	800,000	0
全体管理費(一式)		12,658,182	12,658,182	0
計		135,218,182	135,218,182	0
消費税相当額		13,521,818	13,521,818	0
合計		148,740,000	148,740,000	0

(単位：円)

(重点監査事項) (歳出)

(2) 契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認すべきもの

商工部は、事業者数の減少が続く状況は、産業活力の低下につながることから、これを防止するため創業の活性化を支援している。創業支援の一環として、起業家数の増加を図るため、第4、第5の2とおり、小中学生については学校の状況にあつたカリキュラムの提案や起業家教育体験等のイベントの実施、高校生については養成講座の開催や起業に向けたアフターフォローなど、小中高生に対する起業家教育を行う業務を委託している。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政運営について」(令和2年5月5日依命通達)に基づき、令和2年6月11日に事業の休止を決定し、それぞれ契約解除を行っている。

部は、解除日現在において履行済み業務について、表5から表7までのとおり、委託料を支払っているものの、支払金額の算定根拠がなく、履行済み業務に係る金額が明確となっていないため支払金額が適正であるか確認できない。

部は、契約解除時における履行済み業務に係る委託料を適正に確認されたい。

(産業労働局)

(表4) 契約の概要

契約件名	当初契約金額	当初委託期間	契約解除日	履行済支払額
小中学校向け起業家教育推進事業運営業務委託	67,399,999	令和2.4.1～令和4.3.31	令和2.6.26	3,025,000
高校生起業家養成プログラム運営業務委託	131,022,980	令和2.4.1～令和4.3.31	令和2.6.26	11,437,896

(単位：円)

(表5) 小中学校向け起業家教育推進事業運営業務委託金額内訳

区分	契約時内訳(第1四半期分)	実績(支払額)
相談窓口	400,000	300,000
企画・運営費	200,000	200,000
初見調介	200,000	100,000
プログラム貸定支援	300,000	250,000
企画・運営費	300,000	250,000
イベント開催	1,200,000	1,000,000
企画・運営費	1,200,000	1,000,000
普及啓発・ネットワーク構築	2,550,000	1,200,000
ウェブサイトを構築・更新保守費	1,500,000	500,000
ウェブサイトを記事作成・SNS運用費	300,000	100,000
企画・運営費	750,000	600,000
計	4,450,000	2,750,000
消費税相当額	445,000	275,000
合計	4,895,000	3,025,000

(単位：円)

(表6) 高校生起業家養成プログラム運営業務委託

(単位：円)

区分	契約時内訳(第1四半期分)	実績(支払額)
全体企画	12,059,950	10,398,088
企画・運営費	5,188,500	4,174,550
広報・PR費	6,871,450	6,223,538
計	12,059,950	10,398,088
消費税相当額	1,205,995	1,039,808
合計	13,265,945	11,437,896

(表7) 高校生起業家養成プログラム運営業務委託

(単位：円)

区分	金額
企画・運営費	4,174,550
プログラム企画、デザインセッション	2,687,050
各種資料作成	542,500
管理業務	945,000
広報・PR費	6,223,538
広報関連企画、デザインセッション	5,335,000
事業名称及びロゴデザイン作成	462,538
ウェブ・SNS広告・ノベルティ作成企画	390,000
専用電話回線工事	36,000

(歳出)

(3) 企画提案方式における事業者の審査を適正に行うべきもの

商工部は、スタートアップを口指す女性起業家にとっての手本となるような女性ベンチャーの創出、女性ベンチャーの成長志向の機運醸成を目的とした養成講座の実施、講座終了者から対象者を選抜してワークショップなどを行う3ヶ月間の育成プログラム等を含めとする女性ベンチャー成長促進事業の運営業務について、表8のとおり、企画提案方式により委託契約を締結している。

ところで、事業者から提出され、企画提案審査会において審査された企画書を見たところ、事業者が平成29年度に同事業の運営を受託していた実績が記載されており、審査委員が企画書を審査する際、事業者名を推測できる状態であった。

「業務委託等における「総合評価方式」活用の手引及び「企画提案方式」活用の手引」(平成30年11月財務局)によれば、審査に使う企画書は、公正な審査に影響を与えないよう、必ず社名や社名を推測させる記載は抹消するよう事業者に指示することとされているが、事業者が過去に同事業の運営を受託していた実績が企画書に記載されたことは適正でない。

部は、企画提案方式における事業者の審査を適正に行われた。

(産業労働局)

(表8) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
女性ベンチャー成長促進事業運営業務委託	平成31.4.1～令和3.3.31	502,808,335

(歳出)

(4) 保守委託の契約を適正に行うべきもの

雇用就業部では、表9のとおり、シュレッダーを購入している。この契約について見たところ、表10のとおり、シュレッダーの購入に加えて、納品時より5年間、年1回以上定期保守を実施するよう仕様書で定めており、検査合格後に購入代金及び保守料を支払っている。

支払は履行確認後に行う必要があるが、シュレッダーの定期保守は納品時に履行確認ができないにもかかわらず、部は、5年分の保守料を支払っており、適正でない。

部は、保守委託の契約を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表9) 契約の概要

件名	契約口	履行期限	契約金額
シュレッダーの購入	令和3.2.15	令和3.3.26	841,500

(単位：円)

(表10) 契約内訳

内訳	金額
シュレッダー	635,000
搬入設置費	20,000
保守パッケージ (5年保守)	110,000
計	765,000
消費税相当額	76,500
合計	841,500

(単位：円)

(歳出)

(5) 森林経営管理支援システムの開発に係る現地実証等について

森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づき、森林所有者が森林経営管理計画を策定して持続的な森林経営を行うに当たり、農林水産部は、森林に係る情報を集積し、効率よく業務を実施できるように、森林の面積、樹種、林齢、材積等の現況、地形を把握し、伐採搬出経費の算出、間伐・主伐計画の策定等を行って、森林の経営管理を支援するためのシステムを開発することとしている。

そこで、部は、システム開発に必要な森林に係る情報の精度向上や伐採搬出経費の算出等について、現地試験を行うため、表11のとおり、「令和2年度森林経営管理支援システム開発に係

る現地実証等業務委託」契約(以下「支援システム実証等業務委託」という。)を締結している。この契約について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(表11) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
令和2年度森林経営管理支援システム開発に係る現地実証等業務委託	令和2.11.20～令和3.3.22	9,240,000

(単位：円)

ア 仕様書の内容と履行状況について

仕様書では、産出量の把握にICTを活用する実証実験について、表12のとおり、森林経営計画を作成する森林から3か町、1か所当たり1ha以上3ha以下(合計3ha以上9ha以下)のものを部が選定し、受託者がその森林の毎木調査と地上版レーザー計測(注)を実施して、それらの結果を比較・検証することとしている。

また、伐採・搬出量経費の算定については、表13のとおり、作業道路の作設、立木の伐採、経費の記録、原木市場での搬出等の業務を実施することとしている。

(注) 地上に設置した赤外線レーザーにより周囲の木の3Dデータを取得し、そのデータから単木ごとに胸高直径、樹高等のデータを出しする。

(表12) 産出量の把握にICTを活用する実証実験に係る仕様書(抜粋)

区分	内容	概要	分担
実証対象 森林の選定	森林経営計画を作成する森林から、間伐対象年齢で構成される森林を、実証対象に選定	1カ町当たり面積1～3ha 3カ所 所有者又は経営主体が異なる箇所	都
毎木調査	全ての立木について、胸高直径(120cm程度の高さ)直径を測定、2cm刻みの直径階ごとに(直径2cm刻みでグループシ)3本選定し樹高を測定	選定した各区分の林において、従来の人手による毎木調査で把握した産出量見込みと、航空レーザー計測(既存データを活用)、地上版レーザー計測による産出量見込みとを比較検証し、費用とのバランスにも優れた手法を選定する。	受託者
地上版レーザー計測	全ての立木について、胸高直径、樹高、傾斜角を測定 10m間隔で実施		
データの比較検証	胸高直径、樹高、産出量の項目において、各項目間の相関関係の解析等		

(表13) 伐採・搬出量経費の算定に係る仕様書

区分	内容
作業道路選定	地形図、立木情報等が現地と整合するか確認し、情報の精度を検証し、必要な補正を実施 搬出用作業道路をデータから選定し、シミレーションを実施 路線の選定因丁を分析し、最適路線を選定できる決定因丁の評価を検討
伐採・搬出経費の算定	シミレーションした作業道路について、現地において作業道を作設（幅2m程度、延長100m程度） 作業道路の作設経費（車両運転の労務費等）を記録 作業道路作設の際に支障となる立木、間伐対象の立木等を伐採し、枝を払い、適切な長さに切り、作業道路まで搬出 チェーンソーによる伐採とし、その労務費、機械損料等の経費を記録 伐採木を原木市場へ搬出し、その積込み等の労務費、運搬等の機械損料等を記録

- (ア) 仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの
- 部は、産出量の把握にICTを活用する実証実験に当たり、実証対象森林を選定せずに一般競争入札に付している。仕様書を見ると、表12のとおり、毎木調査等の作業面積が3haから9haまで幅があり、面積が確定していないことなど、発注する業務数量等が仕様書により明確に定められておらず、適正でない。
- この結果、公平な競争入札となっていない。
- 部は、仕様書により業務内容を明確に定められたい。
- (イ) 仕様書の内容どおり業務を履行するよう委託管理を行うべきもの
- 産出量の把握にICTを活用する実証実験について見ると、表14のとおり、
- 実証対象森林は、仕様書では3か所選定すべきところ、報告書では5か所を対象としている
 - 毎木調査は、仕様書では3か所の森林について実施すべきところ、報告書では青梅市成木の1か所1.15haについてのみ実施している
 - 当初、部は、目の出試験林1、青梅市成木、奥多摩町有林の3か所を比較検証の対象森林として選定しているが、受託者は部に協議しないまま、部が選定していない目の出試験林2について、地上波レーザー計測を実施している
- となっており、仕様書の内容どおり履行されていない。
- 当初契約における仕様書と異なる内容の業務を履行させる場合には、部は受託者と協議の上、仕様書を変更し、変更内容に即した契約金額によって契約を変更すべきところ、部は、仕様書を変更せず、実証実験を実施しなかった奥多摩町有林分として表15のとおり、合理的な投標なく契約金額を10%減額しており適正でない。

- b 伐採・搬出量経費の算定について見ると、仕様書では、表13のとおり、作業道路の作設、立木の伐採、経費の記録、原木市場への搬出等を行うこととしているが、これらの業務は履行されておらず、部が支援システム構築後のユーザー予定者（森林所有者、伐採事業者等）に意見聴取のために送付した文書によれば、現場作業は令和3年度に実施する予定と記載されている。
- しかしながら部は、仕様内容も契約金額も変更しないまま、仕書籍記載の業務を履行していないことを看過しており、適正でない。
- 部は、受託者に対し、仕様書の内容どおり業務を履行するよう委託管理を行われたい。
- また、部は、業務内容を変更する必要がある場合には、仕様書を変更し、変更内容に応じた契約金額によって契約を変更されたい。
- (産業労働局)

(表14) 受託者の事業報告書における実証実験状況

番号	箇所	面積 (ha)	所有者 (事業体)	選定	毎木調査	地上波レーザー計測	備考
1	目の出試験林1	0.83	(公財)	○	実施せず	○	スギ、ヒノキ、広葉樹計測の毎木調査結果を使用
2	目の出試験林2	1.23	農林水産振興財団	×	実施せず	○	スギ、ヒノキは1.08ha財団の毎木調査結果を使用 未選定のまま比較検証を受託者が実施
3	青梅市成木	1.15	民間事業者	○	○	○	スギ、ヒノキ崖地が含まれるため毎木調査・地上波レーザー計測の範囲を縮小
4	青梅市梅郷	記載なし	民間事業者	×	○	○	多摩産材供給管轄システムの委託により計測したデータを流用したものの
5	奥多摩町町有林	記載なし	奥多摩町	○	記載なし	記載なし	毎木調査・地上波レーザー計測未実施

(表15) 産出量の把握にICTを活用する実証実験に係る契約金額の変更状況 (単位：円)

区分	規格	変更前			変更後			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	
システムエンジニア	SE B	1.0	日	70,500	0.9	日	70,500	63,450
システムエンジニア	SE C	3.0	日	60,600	2.7	日	60,600	163,620
プログラマー			H	49,000	15.3	H	49,000	749,700
計							1,085,300	976,770

(ウ) 選定基準に合致する対象を選定すべきもの

部は、支援システムの構築目的の一つとして森林経営計画の作成支援をあげており、仕様書において、森林経営計画を作成する森林を委託対象に選定するとしており、契約後に委託対象森林を選定した。

しかしながら、部が選定した日の出張録林1は森林経営計画を作成する森林ではないため、自ら定めた選定対象の基準に合致せず、適正な選定となっていない。
部は、選定基準に合致する対象を選定されたい。

(産業労働局)

イ 他契約の成果物を使用させる場合は適正に契約変更を行うべきもの

部は、別途委託している「多摩産材需給情報システム現地実証等業務委託」（概要は指図書事項(6)を参照。以下「需給情報システム実証等業務委託」という。）において実施した、青梅市梅郷での実証結果を、支援システム実証等業務委託の報告書に記載させている。

これについて、部は、需給情報システム実証等業務委託は支援システム実証等業務委託と同時並行で入札を実施し、受託者が同一であったことから、青梅市梅郷のデータを使用させたとしている。

本来、委託契約の内容を、その履行完了前に他の委託契約の業務に使用するときは、契約の受託者から都に中間報告を提出させた上で、他の委託契約の受託者に使用させるべきところである。しかしながら、部は、これを行わないまま、他の委託契約の成果物を受託者に使用させており、適正でない。

また、他の委託契約によって行ったユーザー計測結果をこの委託契約で用いる場合、仕様内容及び契約金額を変更する必要があるが、部はこれも行っておらず、適正でない。
部は、他契約の成果物を使用させる場合は、適正に契約変更を行われたい。

(産業労働局)

ウ I T予算の編成・執行に当たり契約用途別の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの

部は、毎木調査等について普通作業員等の単価により積算すべきところ、支援システム実証等業務委託はI T予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジニア等の単価により、表16及び表17のとおり契約用途額を算定している。

この結果、

- ① 委託内容にはシステムエンジニアでは実施できない毎木調査等が含まれていることにより、契約用途額の積算が適正か確認できないことは適正でない。
- ② 部は、契約変更を実施し、表18のとおり、契約金額を変更している。その減額対象は、奥多摩町町有林の毎木調査、地上版レーザー計測、それらの比較検証分、ユーザーからの意見の聴取について対面調査回数を減らすために全9回から全8回へと減少させた分であると

している。

しかしながら、当初契約においてシステムエンジニアでは実施できない業務がシステムエンジニア単価により積算され、また、各項目一式の金額となっているため、変更金額の内容が適正であるか確認できず、適正でない。

- ③ 報告書によれば、青梅市成木の森林は、表14のとおり、委託対象森林内に崖地があり作業が困難なことを理由に調査範囲が縮小されている。

本来、仕様書を変更し、それに対応する契約金額を変更するべきであるが、システムエンジニアでは実施できない業務がシステムエンジニア単価により積算され、また、各項目一式の金額となっているため、部はこれを行っておらず適正でない。

その結果、不経済支出が発生しているが、縮小後の面積等が不明であり、積算根拠が不明なため、金額を算出できない。

部は、契約用途額の積算及び契約金額の変更を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表16) 支援システムの契約金額内訳

(単位：円)

必要情報の選択	内 訳	数量	単価	金額
詳細補足情報の取得	計測機器によるデータ取得	一式		826,100
	毎木調査との比較検証	一式		1,118,400
作業道路橋渡運定	伐採・搬出経費の算定	一式		1,088,300
	間伐等の対象林分の把握	一式		583,700
伐採・搬出経費の算定	森林経営計画の作成	一式		873,400
	王位計画の作成	一式		971,400
原本市売り情報の取得	原本市売りの設計、デザイン	一式		714,800
	ユーザー意見の聴取	一式		387,700
計	合計			677,400
	委託単価			231,200
消費税相当額	消費税相当額			8,403,400
	契約金額			8,400,000
				840,000
				9,240,000

(表17) 契約用途額の積算(計測機器によるデータ取得部分抜粋)

(単位：円)

項 目	規格	数量	単位	単価	金額
システムエンジニア	SE B	2.7	日	45,500	122,850
システムエンジニア	SE C	5.8	日	37,450	217,210
プログラマー		12.4	日	35,650	440,820
計					780,880

(表18) 契約変更金額の内訳

内訳		数量	変更前金額	変更後金額	増減
必要情報の選択	一式				
必要情報の選択	一式		826,100	826,100	
詳細補定情報の取得	一式				
計測機器によるデータ取得	一式		1,118,400	1,006,560	△111,840
毎木調査との比較検証	一式		1,085,300	976,770	△108,530
伐採・搬出経費の算定	一式				
作業道路線算定	一式		583,700	583,700	
伐採・搬出経費の算定	一式		873,400	873,400	
間伐等の対象森林分の把握	一式		971,400	971,400	
森林経営計画の作成	一式		714,800	714,800	
主伐計画の作成	一式		934,000	934,000	
原木先り情報の取得	一式		387,700	387,700	
出力フォーマットの設計、デザイン	一式		677,400	677,400	
ユーザー意見の聴取	一式		231,200	111,650	△119,550
計			8,403,400	8,063,480	△339,920
委託価格			8,400,000	8,060,000	△340,000
消費税相当額			870,000	806,000	△74,000
契約金額			9,270,000	8,866,000	△404,000

(単位：円)

(貸出)

(6) 多摩産材供給情報システムの開発に係る現地実証等について

農林水産部は、多摩産材の伐採から原木・製材までの木材流通に関し、伐採山材(注)情報、市売り情報を公表するためのシステムを構築するとともに、森林資源データを活用した出材予想の情報提供と木材のトレーサビリティに係る現地実証試験を行うため、表19のとおり、「令和2年度多摩産材供給情報システム現地実証等業務委託」(以下「供給情報システム実証等業務委託」という。)を締結している。

この契約について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

(注) 伐採した原木を市場に出すこと

(表19) 契約概要

契約件名	契約期間	契約金額
令和2年度多摩産材供給情報システム現地実証等業務委託	令和2.11.20～令和3.3.22	9,086,000

(単位：円)

ア 仕様書の内容と履行状況について

部は、森林資源データを活用した出材予想に係る情報提供を目的として、供給情報システム実証等業務委託において、表20のとおり、2か所の森林を運定し、地上波レーザー計測により取得した「胸高直径、樹高、枝下高」を毎木調査の結果に替えて利用できるかを比較検証することとしている。

(表20) 比較検証に係る仕様内容

区分	内容
毎木調査の記録	(公財) 農林水産部農研団花粉対策室による土伐(注)事業地において伐採前に行った毎木調査の結果を記録する。
地上波レーザー等による測定	既に毎木調査を行った2か所について、対象森林内の全ての立木(スギ、ヒノキ)を対象に地上波レーザー測定機を使用し、胸高直径、樹高、枝下高を測定する。
調査結果の比較検証	毎木調査、地上波レーザー計測で得られたデータを原木、各直径階、対象森林全体に区分し、比較検証を行う。 比較検証の項目は、胸高直径、樹高、材積とする。また、項目間の相関関係を解析し、回帰分析等を行う。

(注) 森林の樹木を収穫するために伐採すること。

(ア) 仕様書により業務内容を明確に定めるべきもの

部は、比較検証の対象森林を仕様書に指定せず、一般競争入札に付している。仕様書を見ると、表20のとおり、実施箇所を2か所と定めているものの、場所や面積を明示していないことから、発注する業務数量等が仕様書により明確に定められていないこととなり、適正でない。この結果、公平な競争入札となっていない。

部は、仕様書により業務内容を明確に定められたい。

(産業労働局)

(イ) 履行可能な仕様書を作成するべきもの

地上波レーザー計測に係る比較検証について見ると、
① 仕様書では、地上波レーザー計測により全立木について「胸高直径、樹高、枝下高」を計測することとなっているが、受託者は、仕様書により指定された地上波レーザー計測装置では個別の樹木の枝下高を計測できないとして、地上波レーザー計測装置がデータとして出力できる「平均枝下高」を報告書に記載している

② 仕様書では、全立木を対象として「単木、各直径階、対象森林全体」について「胸高直径、樹高、材積」の各項目の比較検証を行うよう求めているが、報告書によると、実際には、毎木調査結果に位置情報がないことから単木の比較はできないとして、単木については実施していない

状況となっており、履行可能な仕様書となっておらず、適正でない。
部は、毎木調査結果や使用する計測装置の条件を十分に確認した上で、履行可能な仕様書を作成されたい。

(産業労働局)

(ウ) 業務内容の変更に当たり仕様書及び契約金額を変更すべきもの

受託者の報告書を見たところ、

① 仕様書では、2か所の森林について地上波レーザー計測を行い、公益財団法人農林水産振興財団が別途実施している毎木調査結果と比較検証を行うこととされているが、表2.1のとおり、檜原村南郷では実施しておらず、青梅市梅郷の1か所についてのみ比較検証が行われている

② 仕様書によれば、地上波レーザー計測により得られたデータを毎木調査結果と比較検証することとなっているが、表2.1のとおり、既存の航空レーザー計測のデータとの比較検証を実施している

③ 青梅市梅郷において、仕様書に定めがない10本の立木の実測と、地上波レーザー計測データとの単木単位の比較を実施している

①及び②)に掲げた事項は仕様書で定めた業務を受託者が一部実施していないもの、②及び③は仕様書に記載のない業務を受託者が実施しているものである。

部は、仕様内容も契約金額も変更しないまま、仕様書のとおり業務を履行していないことを看過していることとなり、適正でない。

部は、受託者に対し、仕様書の内容どおり業務を履行するよう委託管理を行われたい。

また、部は、業務内容を変更する必要がある場合には、仕様書を変更し、変更内容に合わせた契約金額によって契約を変更されたい。

(産業労働局)

(表2.1) 報告書記載の実部箇所

No.	箇所	面積 (ha)	毎木調査	地上波レーザー計測	航空レーザー計測との比較検証
1	青梅市梅郷	1.44	令和2.5.14～5.15	令和3.2.22、2.24、3.1	実施
2	檜原村南郷	3.46	令和2.4.14～4.27	実施できず	実施

イ 主伐の実施予定を把握し、工程管理を適切に行うべきもの

部は、現地調査の穴施箇所については主伐予定地を選び、公益財団法人農林水産振興財団が直近で実施した伐採前の毎木調査結果と地上波レーザー計測データとを比較して精度を検証した上、伐採後の原木の材積(体積)と比較する予定であった。

しかしながら、部は、伐採の実施予定を把握していなかったため、結果的に表2.1のとおり、檜原村南郷において地上波レーザー計測を実施させることができなかった。

部は、主伐の実施予定を把握し、工程管理を適切に行われたい。

(産業労働局)

ウ IT予算の編成・執行に当たり契約中途解約の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの

部は、毎木調査等について普通作業員等の単価により積算すべきところ、委託情報システム実

証等業務委託はIT予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジニア等の単価により、表2.2及び表2.3のとおり契約中途解約を算定している。

しかしながら、委託内容にはシステムエンジニアでは実施できない地上波レーザー計測作業等が含まれていることにより、契約中途解約の積算が適正か確認できないことは適正でない。

部は、契約中途解約の積算及び契約金額の変更を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表2.2) 契約中途解約の内訳

(単位：円)

内 訳	数量	金額
伐採出材情報の提供		3,050,480
入力フォームの作成①	一式	604,400
インポート機能	一式	580,615
公表用フォームの作成	一式	522,010
材積計算プログラムの作成	一式	725,550
比較検証	一式	219,150
トレーサビリティの検証	一式	398,755
市売り情報の提供		4,245,620
入力フォームの作成②	一式	1,347,935
データベースの作成	一式	822,065
集計表、チャート図の作成	一式	644,315
請求伝票等の作成	一式	1,039,275
ユーザー管理①	一式	392,030
直接費		1,665,000
アプリケーションソフト	一式	1,500,000
ICタグ	一式	15,000
ICタグリーダー、ライナー	一式	150,000
契約中途解約		8,961,100

(表2.3) 比較検証に係る内訳項目の積算

(単位：円)

項目	規格	数量	単位	単価	金額
プロジェクトマネージャー	主任技師	0.2	日	55,300	11,060
システムエンジニア	SE B	0.9	日	45,500	40,950
システムエンジニア	SE C	1.9	日	37,450	71,155
プログラマー		2.7	日	35,550	95,985
計					219,150

中央卸売市場

1 指摘事項

(支出)

(1) 競争性を確保した契約方法により購入契約を行うべきもの
地方公共団体の契約は、原則、競争入札の方法によるものとされ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に該当する場合に限り随意契約によることができることとされている。

ところで、食肉市場における潤滑油の購入について見たところ、表1のとおり、同一の製品が含まれた購入契約を約1か月ごとに行っており、それぞれの契約における予定価格が30万円未満であるとして、単数見積りによる随意契約により購入している。

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、「随意契約による」としては、「(中略)なるべく二人以上の者から見積出を徴さなければならぬ」とされている。

また、「[知事が指定する契約]の指定及び単数見積りの取扱いについて」（平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局長通知）では、「随意契約のうち予定価格が二十万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。(中略) 単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと」とされている。

このことから、随意契約においても競争性の確保が求められており、場が、本性潤滑油を単数見積りによる随意契約で購入していることは、適切でない。

場は、競争性を確保した契約方法により購入契約を行われない。

(中央卸売市場)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約日途額	契約相手方	購入内容
1	潤滑油の購入	令和2.5.22～令和2.5.25	288,200		潤滑油B3缶 潤滑油C1缶 潤滑油D1缶 ホワイトゾラーヌ1缶
2	潤滑油の購入	令和2.6.19～令和2.6.30	296,780		潤滑油E5缶 潤滑油D1缶 オイルスプレ〜24缶 ホワイトゾラーヌ2缶
3	潤滑油の購入	令和2.7.22～令和2.7.31	263,780	A	潤滑油B1缶 潤滑油C1缶 潤滑油D2缶 オイルスプレ〜24缶
4	潤滑油の購入	令和2.8.20～令和2.8.28	250,800		潤滑油D3缶 ホワイトゾラーヌ2缶
5	潤滑油の購入	令和2.9.23～令和2.10.27	298,408		潤滑油B2缶 潤滑油D1缶 オイルスプレ〜48缶

(出産)

(2) 仲卸業者等に係る保証金の額の算定を適切に行うべきもの

市場は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）及び同条例施行規則（昭和46年東京都規則第273号、以下「条例等」という。）に基づき、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「卸売業者等」という。）が納付すべき市場使用料を納付しない場合等に備え、卸売業者等に保証金を預託させている。

条例等では、仲卸業者及び関連事業者（以下「仲卸業者等」という。）に係る保証金の額は、前年の販売金額に応じた額と施設使用面積等に応じた額との合計額によるものと定められ、前年の販売金額に係る保証金の額の算定は、表2のとおり定められている。また、仲卸業者等に係る販売金額については、条例等により、毎月仲卸業者等から各場に対して報告され、各場は、暦年で販売金額の集計を行い、その結果に基づき、保証金の額を決定している。

ところで、豊洲市場における令和2年度の販売金額の集計について確認したところ、本来12月までの販売金額を集計すべきところ、表3のとおり、表計算ソフトの款式の誤りにより、9月までの販売金額の集計を年間の販売金額としていた。このため、表4のとおり、Gの前年の販売金額に応じた保証金の額を100万円とすべきところ50万円としており、50万円の不足が生じている。

また、Gと同じ款式で算定された81件・中68件においても年間の販売金額の集計に誤りが生じており、そのうち32件については、表5のとおり、合計で574万5,000円の不足が生じており、追加預託を要する事態となっている。

保証金の適正な預託が行われなければ、条例等で定める使用料等の適正な相保が失われることに加え、保証金の追加預託を求める事態が生じれば、都と卸売業者等との信頼関係にも影響することとなる。

また、保証金については、平成29年定例監査においても集計の誤りなどが指摘され、その是正措置において、管理側は、平成29年9月14日付けの通知文により、保証金の額の確定時に相互確認の徹底を図るよう各場を指導しているが、再び集計誤りが発生した。即ち、本件の発生原因を場と追及するとともに、各場による保証金の額の決定に当たっては、根拠となる販売金額と根拠資料を必ず照合するなど、他の場においても同様の算定誤りが二度と発生しないよう、各場に対し指導する必要がある。

場は、仲卸業者等に係る保証金の額の算定を適切に行うとともに、不足が生じている額の追加預託を求められたい。

場は、各場が保証金に関する事務を適切に行うよう指導されたい。

(中央卸売市場)

(表2) 販売金額に応じた保証金の額

前年(暦年)の販売金額	保証金の額
500万円未満	0円
500万円以上1,000万円未満	5千円
1,000万円以上2,000万円未満	1万円
2,000万円以上4,000万円未満	2万円
4,000万円以上8,000万円未満	4万円
8,000万円以上1億5,000万円未満	8万円
1億5,000万円以上3億円未満	15万円
3億円以上5億円未満	30万円
5億円以上10億円未満	50万円
10億円以上20億円未満	100万円
20億円以上40億円未満	200万円
40億円以上	400万円

(表3) 令和元年中に係る販売金額の状況 (G(表5の項番2)の事例)

対象期間	対象期間における合計額	(単位:円)
4月から9月まで	987,987,889	
10月から12月まで	341,338,511	
計	1,329,326,400	

(表4) Gに係る保証金の額の算定

区分	正(A)	誤(B)	不足額(A-B)	(単位:円)
令和2年度保証金(a)+(b)	3,845,000	3,345,000	500,000	
施設使用面積等に応じた保証金の額(a)	2,845,000	2,845,000	0	
前年の販売金額に応じた保証金の額(b)	1,000,000	500,000	500,000	

(表5) 保証金の額が不足している事業者(注)

項番	保証金の預託者名	正		誤		不足額(a)-(b)
		販売金額合計	保証金の額(a)	販売金額合計	保証金の額(b)	
1	F	4,308,837,420	4,000,000	1,494,091,773	1,000,000	3,000,000
2	G	1,329,326,400	1,000,000	987,987,889	500,000	500,000
3	H	542,305,023	500,000	143,370,960	80,000	420,000
4	I	529,584,581	500,000	347,546,471	300,000	200,000
5	J	386,552,854	300,000	253,594,968	150,000	150,000
6	K	352,266,190	300,000	228,379,602	150,000	150,000
7	L	215,154,430	150,000	0	0	150,000
8	M	308,564,000	300,000	218,492,000	150,000	150,000
9	N	186,550,960	150,000	0	0	150,000
10	O	454,885,414	300,000	221,001,240	150,000	150,000
11	P	301,493,850	300,000	172,261,460	150,000	150,000
12	Q	213,248,267	150,000	148,363,527	80,000	70,000
13	R	203,618,781	150,000	132,522,744	80,000	70,000
14	S	155,448,212	150,000	132,299,829	80,000	70,000
15	T	173,058,750	150,000	89,131,193	80,000	70,000
16	U	94,191,538	80,000	56,263,880	40,000	40,000
17	V	42,805,227	40,000	4,490,139	0	40,000
18	W	83,682,207	80,000	48,493,478	40,000	40,000
19	X	47,130,805	40,000	18,877,235	10,000	30,000
20	Y	23,674,738	20,000	0	0	20,000
21	Z	36,481,000	20,000	0	0	20,000
22	a	42,329,701	40,000	34,366,362	20,000	20,000
23	b	32,224,415	20,000	638,762	0	20,000
24	c	25,222,104	20,000	19,120,914	10,000	10,000
25	d	20,666,875	20,000	13,923,683	10,000	10,000
26	e	14,613,163	10,000	0	0	10,000
27	f	37,783,326	20,000	16,855,337	10,000	10,000
28	g	19,930,684	10,000	8,132,365	5,000	5,000
29	h	6,891,210	5,000	0	0	5,000
30	i	12,121,859	10,000	5,476,647	5,000	5,000
31	j	13,917,415	10,000	6,849,746	5,000	5,000
32	k	5,319,385	5,000	3,367,482	0	5,000
合計						5,745,000

(注) 不足しているのは販売金額に対応する保証金の額であり、誤算に対応する保証金の額ではない。

建設局

1 指図書事項

(歳入)

(1) 河川法に定める土地占用料の徴収を適正に行うべきもの
河川法（昭和39年法律第167号）第32条第1項では、知事は、河川区域内の土地の占用の許可を受けた者から、土地占用料（以下「占用料」という。）を徴収することができることと規定されている。

占用料は1㎡当たりの占用単価に占用面積を乗じて算出する。

このうち、電線やガス管（以下「管」という。）を橋りょう等に添架する場合は、図1のとおり、管を支える支持物も含めた最大幅員に延長を乗じて付た面積を占用面積とすることとしている。

そこで、南多摩東部建設事務所において、橋りょうに添架されている占用物件について見たところ、表1のとおり占用料の算定根拠となる占用面積が誤っていたため、徴収金額が41万円（監査事務局試算）過少となっていることが認められた。
※は、占用料の徴収を適正に行われた。

(建設局)

(表1) 誤った算定を行っているもの

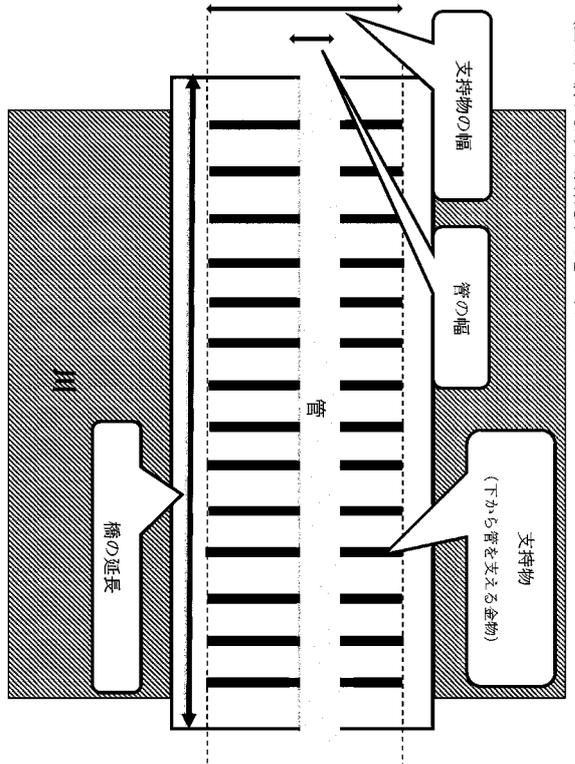
(単位：㎡、円)

項番	占用目的	許可期間	占用面積		占用料		差額
			誤	正	誤	正	
1	電気通信線路	令和2.4.1～ 令和12.3.31	24.46	75.33	21,033	78,408	△ 57,375
2	ガス管	平成28.4.1～ 令和8.3.31	5.44	7.83	13,550	28,200	△ 14,650
3	ガス管	平成28.4.1～ 令和8.3.31	2.32	9.42	12,475	50,450	△ 37,975
4	ガス管	平成28.4.1～ 令和8.3.31	13.72	69.23	45,550	345,550	△ 300,000
合計							△ 410,000

(注1) 占用面積に1㎡未満の端数がある場合、条例等に沿って端数処理を行った数字に単価を乗じて占用料を算出する。

(注2) 占用料は許可期間開始日から令和3年3月31日までとして試算

(図1) 橋りょうに添架された管のイメージ



(歳出)

(2) 単価契約工事において、積算基準の趣旨に沿った見積書を徴収するよう、各所に対する指導を徹底すべきもの

局は、道路・橋りょう等の一般交通に支障をきたさないように管理するため、設計を行った上で競争入札に付する総価契約工事では対応困難な即時性があり、小規模な工事を対象として、道路橋りょう維持工事（単価契約）など、単価契約工事を各建設事務所等において締結している。

単価契約工事は、道路調査・舗装工等の維持補修に必要な工種を定め、上程ごとに単価により契約しておく、維持補修が必要となった場合に契約の相手方に補修を指示（以下「指示工事」という。）し、その出来高により対価を支払うものである。

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、請負契約は、競争入札により契約の相手方を定めることとしている。競争入札による工事請負契約の締結は、最も低い対価を入札した者を行うが、設計図・特記仕様書等の設計図書により工事請負の目的物を明確に定義しなければ、所用に足りない物を前提とした低額の入札をされることとなり、調達目的を達することができず、公正な競争にもならないこととなる。

しかし、単価契約工事では設計図書により工事請負の目的物を明確に定義していないため、単価契約工事は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第5号に基づく「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に行う随意契約について、あらかじめ契

約の相手方と下種及び単価を定めたものと解する必要がある。

そこで、各頂の単価契約工事の上種の設定について見ると、維持補修に必要な材料が極めて多種にわたる、標準的な仕様でない舗装やカーブレール等の道路施設、道路上に設置する注意喚起立て看板で大きさや記載内容が多様なもの等は、単価を定めることができていない。

このため、道路等の維持補修を統括している道路管理部は、「道路維持関係(単価契約)運用の手引き」を作成し、工種として単価を定めていないものについて、局が定めている積算基準を運用し、①積算基準において標準単価(注1)を作成している場合は標準単価を、②標準単価にない場合には物価資料の単価を、③標準単価、物価資料のいずれにもない場合には見積書により単価を設定することとしている。これらにより単価を設定した場合は、表2に例示するとおり、「特殊製品組合せ費(注2)(10万円相当工事)」のように金額のみを定めた単価を組み合わせて、材料品の経費を支払っている。

各所では、表3に例示するとおり、特殊製品組合せ費を一定程度利用している。ところで、積算基準によると、総価による工事請負契約においては、標準単価の定めのない工種等について見積書を作成する場合は、原則として3者以上から徴取し、見積単価の採用に当たっては、異常値の剔除や平均値等の評価を加えるとともに、内容を精査し、信頼性を確認の上、決定することとされている。

この積算基準の定めは実態に近い価格を把握することを目的としており、設計担当課はメーカーや販売店に見積りの提出を依頼している。

しかしながら、単価契約工事における見積書の徴取状況について、第六建設事務所、北多摩北部建設事務所において確認したところ、材料品のメーカーや販売店からではなく、単価契約工事の受注者から見積書を徴取している状況が見受けられ、実態に近い価格を把握することを目的とする積算基準の趣旨に沿っていない。

部は、単価契約工事において、積算基準の趣旨に沿った見積書を徴取するよう、各所に対する指導を徹底された。

(建設局)

(注1) 設計に当たって頻出する工種について定期的に物価の調査を行い定めたもの

(注2) 上種を設定していない特殊な材料を使用する際に支払に用いるため金額のみを定めた単価

(表2) 特殊製品組合せ費の利用例

徴取した見積書の金額	単価契約の請求内訳			金額
	上種内容	数量	単価	
654,500	特殊製品組合せ費	100,000円相当品	6.0個	600,000
	特殊製品組合せ費	10,000円相当品	5.0個	50,000
	特殊製品組合せ費	1,000円相当品	4.0個	4,000
	特殊製品組合せ費	100円相当品	5.0個	500
	合計			654,500

(表3) 特殊製品組合せ費の利用状況(北多摩北部建設事務所及び第六建設事務所)の例

(単位: 件、円、%)

所名	件名	区分	特殊製品	指示工事計		率	
				件数	金額		
北多摩北部建設事務所	道路橋梁維持工事(単価契約) その1	指示工事件数	55	3,933,000	130	41.4	
	道路橋梁維持工事(単価契約) その2	指示工事件数	13	31,608,610	79	16.5	
	道路橋梁維持工事(単価契約) その3	指示工事件数	57	63,664,521	223	25.6	
	道路橋梁維持工事(単価契約) その4	指示工事件数	33	151	151	21.9	
	計	指示工事件数	158	70,508,307	586	27.0	
	第六建設事務所	道路維持工事(単価契約) 北工区	指示工事件数	16	48,971,002	75	21.3
		道路維持工事(単価契約) 荒川工区	指示工事件数	11	19,066,238	53	20.8
		道路維持工事(単価契約) 台東工区	指示工事件数	9	94	94	9.6
		道路維持工事(単価契約) 文京工区	指示工事件数	1,395,200	25,935,329	97	5.4
		計	指示工事件数	1	47,301,432	97	1.0
		道路維持工事(単価契約) 足立東工区	指示工事件数	13	89	89	14.6
		道路維持工事(単価契約) 足立西工区	指示工事件数	39	105	105	11.2
		計	指示工事件数	7,060,500	71,491,156	99	9.9
		計	指示工事件数	89	513	513	17.3
計		指示工事件数	19,180,960	251,348,989	7.6	7.6	
計		指示工事件数	247	1,099	1,099	22.5	
計		指示工事件数	37,506,860	460,991,807	8.1	8.1	

(歳出)

(3) 単価契約工事を適正に運用すべきもの

第二建設事務所は、事業地管理工事(その5) 単価契約により、事業地の柵の取替等を実施している。

本件単価契約工事について見たところ、表5のとおり、新宿区^{葛城町}の事業地Aについて、用地担当からネットフェンスの設置の依頼を先に受け、防塵舗装の実施依頼は舗装構造が決まってから後日受けたとして、指示番号7によりネットフェンスの設置を、指示番号13により防塵舗装を行う指示を行っていた(下種内容は表6のとおり)。

しかしながら、工事写真を見ると、表7のとおり、指示番号7についてはネットフェンス設置の指示を受けた後、令和2年10月19日まで着手しておらず、指示番号13と同時に作業を進めており、除草及び敷地後にネットフェンスの支柱の基礎を作成し、この基礎を避けて舗装し、最後にネットフェンスを設置するという一連の手順で進められていることが認められた。また、他の指示工事について見たところ、全て1件の指示において、防塵舗装及びネットフェンスの設置を実施していた。

したがって、事業地Aについても、防塵舗装の決定時期について調整の上、ネットフェンスの

設置及び防塵舗装を同時に指示することが合理的であり、1件の指示で実施する場合には、単価契約の1件当たりの発注限度額である400万円を超えないことから、総価契約により実施すべきであったものであり、単価契約により対応したことは適正でない。
 (建設局)

(表4) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
事業地管理工事 その5 (単価契約)	令和2.9.3～令和3.3.31	発注限度額 49,720,000

(表5) 依頼及び指示 (単位：円)

依頼日	依頼内容	指示番号	指示日	指示期限	指示金額 (税込)
令和2.10.9	ネットフエンスの設置	7	令和2.10.12	令和2.10.30	3,042,637
令和2.10.16	防塵舗装	13	令和2.10.19	令和2.11.2	2,118,432

(表6) 指示工事の工程内容 (単位：円)

指示番号7		指示番号13	
工程	金額	工程	金額
床鋪1.3㎡	36,457	床鋪13.9㎡	12,273
埋戻し	7,800	発生土運搬、処理費13.9㎡	195,642
構造物取壊し110.9㎡	85,500	防塵舗装11.68㎡	1,253,418
発生土運搬、処理費1.3㎡	18,297	運搬費 (松葉ほか)	19,596
建設廃材運搬、処理費0.9㎡	33,286	剪定枝処理費	4,960
金網張り・胴縁取付工	1,538,949	交通誘導警備員費	377,334
中間・端部支柱設置工 (中間)	619,411	普通作業工	62,595
中間・端部支柱設置工 (端部)	49,000		
交通誘導警備員費	377,334		
合計 (税抜)	2,766,034	合計 (税抜)	1,925,848
合計 (税込)	3,042,637	合計 (税込)	2,118,432

(表7) 写真等の状況

指示番号7	写真	作業報告	指示番号13	写真	作業報告
令和2.10.12	施工前写真 (用地左側は草が繁茂しボストコンで固われ、他は古いコンクリート舗装がある。)		令和2.10.12	施工前写真 (用地左側は草が繁茂しボストコンで固われ、他は古いコンクリート舗装がある。)	
令和2.10.19	コンクリート板取壊し、撤去	あり	令和2.10.19	除草、草の集積、路床工 (計測)	あり
令和2.10.22	金網張立工 (基礎部分の掘削、転圧、床付け、基礎設置、基礎周囲の埋戻し)、発生土積込み	あり	令和2.10.23	表層下 (乳剤散布、敷き均し、転圧) (作業途中の写真では支柱の基礎がある。)	あり
令和2.10.26	(防塵舗装が終了している。)	あり	令和2.10.26	(支柱用の基礎がある状態の防塵舗装となっている。)	あり
令和2.10.27	金網支柱の根巻コンクリート打設、胴縁設置、金網の張立	あり		表層下 (乳剤散布、敷き均し、転圧)	

(歳出)

(4) 河川維持工事単価契約の運用を厳密に行うべきもの

各建設事務所は、河川法 (昭和39年法律第167号) 第15条の2に基づき、河川管理者として河川管理施設を良好な状態に保つよう維持修繕することで公共の安全を保持するため、設計を行った上で競争入札に付する総価契約工事では対応困難な即時性が、小規模な工事を対象として、河川維持工事単価契約などの単価契約工事を締結している。

単価契約工事は、河川の維持補修に必要な工種を定め、工種ごとに単価により契約しておき、維持補修が必要となった場合に契約の相手方に補修を指示し、その出来高により対価を支払うものである。

北多摩北部建設事務所は、河川維持工事単価契約を表8のとおり締結し、表9のとおり測量を指示している。

この測量は、「河川管理施設等点検業務委託」(委託期間：令和元年11月7日から令和2年2月28日まで)により、令和元年11月29日に行った点検において、柳瀬川で鋼矢板護岸前面の河床が広範囲に洗堀 (水流で河床が削られること) を受けて通常より2m河床が深くなっている。

ることが発見されており、鋼矢板前面の洗掘は鋼矢板の安定を阻害することから、補修工事の設計に必要な現況を把握するために行ったものである。

このことについて、所は、令和3年度末の漏水時期にしゅん工を行うよう図2のとおり設計、起工を行うには、測量による現況の把握を単価契約工事により即時に行う必要があったとしている。しかしながら、本来、点検結果の報告後、速やかに点検結果を確認すべきところ、所はこれを行わず、点検日から9か月後、点検委託の報告期限からも6か月後の令和2年9月1日に測量の指示を行っており、即時性があるとはいえない。

単価契約工事は、設計・起工を行っていないが対応困難な維持補修を行うため、あらかじめ工種と単価を定めて契約するものであるから、即時性があるとは認められない。測量を行うことは適正でない。

所は、河川維持工事単価契約の適用を厳密に行われない。

(建設局)

(表8) 河川維持工事単価契約の概要

契約件名	契約期間	発注限度額	履行場所
河川維持工事単価契約	令和2.4.1～令和3.3.31	52,000,000	空堀川ほか河川

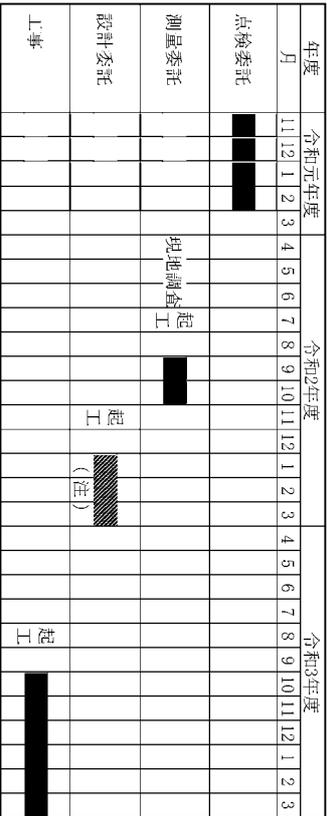
(単位：円)

(表9) 測量の概要

指示番号	指示日	期限	金額	内訳
15	令和2.9.1	令和2.9.22	1,405,900	測量技師T8,611 測量技師補工16,110

(単位：円)

(図2) 測量を単価契約で行わない場合の工程



(注) 所は、設計委託の標準期間は4か月であるが、3か月しか確保できないため、単価契約で測量を行わざるを得なかったとしている。

(歳出)

(5) 借り上げた物件の納入時における履行確認を適正に行うべきもの

道路建設部は、職員がパソコンを持ち出す際の通信環境確保のため、表10のとおり、モバイルルーター(注1)を借り上げる契約を締結している。

この契約は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)別記第3号様式の7を用いて締結されているが、同様式に記載されている契約条件には、物件の納入が完了し、引渡しをするときは、事業主管課長による履行確認に合格しなければならぬ旨が定められている。

ところで、この契約の仕様書によれば、借り上げるモバイルルーターの最大通信速度は、インターネット上からデータを受信する(下り)速度が最大150Mbps(注2)以上、インターネットにデータを送信する(上り)速度が最大30Mbps以上であることが要求されているが、部に納入されたモバイルルーターの仕様を見たところ、最大通信速度が、下り最大75Mbps、上り最大25Mbpsであることが認められた。

部が、仕様書に適合しない物件が納入されたにもかかわらず、これを看過して履行確認において合格としたことは適正でない。

部は、借り上げた物件の納入時における履行確認を適正に行われない。

(建設局)

(注1) コンピュータなどの機器を携帯電話・移動体データ通信網を通じてインターネットに接続することができる小型の通信機器

(注2) 1秒間に送受信可能な情報量を表す単位

(表10) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
モバイルルーターの借上げ	令和2.4.1～令和3.3.31	389,900

(単位：円)

(歳出)

(6) 河川の植栽管理に係る委託契約を適正に行うべきもの

南多摩東部建設事務所は、河川の植栽管理について、表11のとおり、委託契約を締結している。

本契約では、契約時に図面により指定した緑地面積を契約数量として、草刈り及びせん定を実施し、緑地面積については、受託者が作業実施前に計測を行っている。その際、計測結果と契約数量に相違があった場合、所は、軽微な変更であれば、「街路樹等緑地標準仕様書(緑地管理編)」(以下「標準仕様書」という。)の規定(注)に基づき、契約変更手続は行わず、受託者に作業実施数量についての承諾申請書を提出させ、所が承諾を行えば、受託者に契約数量ではなく作業

実施数量で作業を実施させることとしている。

そこで、本契約において受託者から提出された承諾申請書を確認したところ、表12のとおり、所が契約時に指定した契約数量と受託者が引割を行った作業実施数量にはかい離がある。また、作業実施数量が増加した場合でも、承諾申請書により受託者が契約金額の増額を求めていないことから契約金額の変更は行っていないが、契約時の単価により換算すると増加金額が数十万円となる案件もある。これは、本来であれば所が契約時に最新の情報に基づいた緑地面積を契約数量として設定すべきところ、緑地面積の見直しを行っていなかったことによるものである。

しかしながら、委託契約（総包契約）は、本来、確定された内容で契約締結すべきものであり、所が、契約金額や履行期間を変更することなく作業実施数量を増加させることは、受託者へ負担を強いることにもなるため、所が緑地面積の見直しを行わずに契約を行ったことは適正でない。所は、河川の植栽管理に係る委託契約を適正に行われない。

(建設局)

(注) 街路樹等維持標準準仕様書（緑地管理編）（東京都建設局公園緑地部）より抜粋
「1-1-8 軽微な変更 現場の状況などにより、作業位置あるいは部分的に方法を変更するなどの軽微な変更は、監督員と協議の上、施行すること。」

(表11) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
境川植栽管理草刈委託 (その1)	令和2.5.30～令和2.11.30	5,236,000
境川植栽管理草刈委託 (その3)	令和2.6.3～令和2.11.30	5,093,000
境川植栽管理草刈委託 (その5)	令和2.6.9～令和2.11.30	5,005,000
鶴見川植栽管理草刈委託 (その1)	令和2.6.3～令和2.11.30	5,280,000
鶴見川植栽管理草刈委託 (その2)	令和2.6.11～令和2.11.30	5,390,000
真光寺川植栽管理草刈委託	令和2.6.16～令和2.11.30	2,068,000
大栗川植栽管理草刈委託 (その1)	令和2.6.16～令和2.11.30	6,589,000
大栗川植栽管理草刈委託 (その2)	令和2.6.30～令和2.11.30	6,609,350

(表12) 承諾申請書に基づく作業数量の増減内訳及び増減金額の試算について (単位：円)

丁種	境川植栽管理草刈委託 (その1)		境川植栽管理草刈委託 (その3)			
	増減面積 (㎡)	単価	増減金額	増減面積 (㎡)	単価	増減金額
人力草刈	327	120	39,240	310	123	38,130
機械草刈	4,386	78	342,108	9,905	79	782,495
草刈処分費	4,713	5	23,565	10,215	5	51,075
低木刈込	238	165	39,270	278	170	47,260
低木刈込処分費	238	26	6,188	278	26	7,228
中木剪定	16	735	11,760	2	755	1,510
中木剪定処分費	16	12	192	2	2	24
中木剪定(生垣)	144	270	38,880	205	251	51,455
中木剪定(生垣)処分費	144	40	5,760	205	41	8,405
合計金額			417,683			755,818

丁種	境川植栽管理草刈委託 (その5)		鶴見川植栽管理草刈委託 (その1)			
	増減面積 (㎡)	単価	増減金額	増減面積 (㎡)	単価	増減金額
人力草刈	274	95	26,030	—	—	—
機械草刈	5,527	56	309,512	1,123	49	55,027
草刈処分費	8,993	4	35,972	1,123	4	4,492
低木刈込	430	132	56,760	432	105	45,360
低木刈込処分費	430	21	9,030	432	17	7,344
中木剪定	97	589	57,133	7	465	3,285
中木剪定処分費	97	10	970	7	8	56
中木剪定(生垣)	51	216	11,016	19	155	2,945
中木剪定(生垣)処分費	51	32	1,632	19	25	475
合計金額			234,973			112,332

工種	鶴見川植栽管理草刈委託 (その2)		真光寺川植栽管理草刈委託			
	増減面積 (㎡)	単価	増減金額	増減面積 (㎡)	単価	増減金額
人力草刈	14	84	1,176	90	87	7,830
機械草刈	846	54	45,684	2,521	56	141,176
草刈処分費	1,000	4	4,000	2,611	4	10,444
低木刈込	70	116	8,120	454	120	54,480
低木刈込処分費	70	18	1,260	454	19	8,626
中木剪定	35	517	18,095	7	535	3,745
中木剪定処分費	35	9	315	7	9	63
中木剪定(生垣)	152	172	26,144	—	—	—
中木剪定(生垣)処分費	152	28	4,256	—	—	—
合計金額			72,230			218,748

丁種	大栗川植栽管理草刈委託 (その1)		大栗川植栽管理草刈委託 (その2)			
	増減面積 (㎡)	単価	増減金額	増減面積 (㎡)	単価	増減金額
人力草刈	33	120	3,960	269	121	32,549
機械草刈	7,108	70	497,560	5,296	70	370,720
草刈処分費	7,141	5	35,705	5,565	5	27,825
低木刈込	326	165	53,790	64	184	11,776
低木刈込処分費	326	25	8,150	64	26	1,664
合計金額			599,165			444,534

(注) 直接作業費のみで試算している。

(歳山)

(7) 道路拡幅に伴う工作物等の移転に係る高さの通知の遅りについて

南多摩東部建設事務所は、表13のとおり、事業地管理工事(その1)を単価契約により実施しており、そのうち、指示番号17の施工内容及び工事写真を確認したところ、民有地の扉の一部フェンスを高さ60cmから高さ80cmへ取り換えているものが見受けられた。所の説明によると、本件土地の前面道路を拡幅するため、本件土地の所有者Aの扉を移転してもらう必要があり、次の手順で進めたとのことである。

- ① Aと金銭補償契約を締結し、Aが扉を削除
- ② 所が、前面道路の計画高と、A所有地との境界点における現況高との高低差をAに通知
- ③ Aが通知された高さを基に扉を設置
- ④ 所が前面道路を施工

令和2年6月に、所が道路工事を施工したところ、Aから、150cmを予定していた扉の高さが130cm程度となっていると連絡があった(表14)。その原因を調査したところ、②の通知の際に、測量担当が水準測量簿から転記する数値について、境界点5点のうち4点が誤っていたためであると認められた。

このため、所は、単価契約工事によって、フェンス部分を交換したとのことである。しかしながら、所の対応には次のとおり問題点が認められた。

ア 工作物等の移転に当たり、設置者に対し適正に通知を行うべきもの
 工作物等の移転に当たっては、移転後の工作物等の利用や道路の安全に関わることから、設置者に対し的確に通知を行う必要があったにもかかわらず、所は、通知内容を誤っており、適正でない。

イ 工作物等の移転に当たり、設置者に対し適正に通知を行われない。

(建設局)

エ 単価契約工事を適正に運用すべきもの
 所の対応に原因がある場合でも、事業地の維持管理を目的とした単価契約工事によって、民有地の工事を直接実施することは適正ではない。
 所は、単価契約工事を適正に運用されたい。

(建設局)

(表13) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
事業地管理工事 その1(単価契約)	令和2.4.1~令和2.10.31	発注限度額 35,500,000

(単位：円)

(表14) 経緯

月日等	事項	備考
平成28.10.5	Aが扉を削除	
平成28.10.11	平成28年度「測量調査(単価契約)道路」により受託者が現況測量を実施。測量点を設置し、水準測量簿を作成	
平成28.10.17	所の測量係が水準測量簿を元に指示書を作成し、Aへ通知	転記ミス
平成28.11~平成29.2	Aが扉を作成	
令和2.6	前面道路の歩道の縁石を設置	
令和2.6.9	Aから扉の高さが不足しているとの申入れ	
令和2.9.15~9.19	事業地管理工事(単価契約)においてフェンスの取替えを実施	

(歳山)

(8) 緊急施行の手続きを適正に行うべきもの

南多摩東部建設事務所は、表15のとおり、町田市内の鎌倉街道において「道路施設詳細設計(2南東の1)擁壁改修・緊急施行」を実施している。

本件施行箇所は、法人B所有地と道路区域とにまたがり存在する擁壁で、表16のとおり、令和元年10月の台風19号により崩落し、所は道路上の土砂を撤去する工事を行った。その後、所は、早急に第三者被害防止に向けた対策を講じるため、特命随意契約により道路斜面復旧設計(3.1南東の1・緊急施行)(基本設計)を行い、令和2年3月25日に完了した。

本契約は、その後の詳細設計を緊急施行により実施するもので、所は、基本設計の受託者Cを契約予定者として、当該業者から令和2年6月8日付けで承諾書及び着手届を受領している(表16)。

緊急施行の場合、建設局緊急起工処理要綱(平成14年3月31日付13建総并第919号。以下「要綱」という。)第6条は、契約の相手の決定は、契約予定者からの承諾書をもって決定とみなすと定めており、緊急工事を指示できるのは、契約予定者からの承諾書の提出後となる。しかしながら、打合せ記録によると、表16のとおり、承諾書の提出前から、詳細設計の契約予定者Cに、Bから提案された復旧案に対する、基本設計の内容を踏まえた見解を求める等、所とBとの調整に参加させていることが認められた。

このことは、所が、要綱で定められている手順に反し、当該業者に対し承諾書の提出以前から業務に従事するよう指示したものであり、契約の権利義務関係を明確にする観点から適正でない。所は、要綱に基づき、緊急施行の手続きを適正に行われない。

(建設局)

(表 15) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
道路施設詳細設計(2南東の1) 擁壁改修・緊急通行	令和2.8.21～令和2.10.6	3,190,000

(表 16) 経過

時期	状況等
令和元.10	台風19号による擁壁上部法面の崩落 道路上の土砂を撤去する工事
令和元.11.5 ～令和2.3.25	道路斜面復旧設計(31南東の1・緊急通行)(基本設計)
令和2.4.13	所が、Bから復旧工事に係る提案を受領 所にて、受託者がBからの提案に対し、基本設計との比較を行った上での見解を所 へ説明し、Bとの確認事項を整理
令和2.4.28	所は、B及び受託者と打ち合わせ、Bの案を採用した上で今後のスケジュール等を 確認
	所及び受託者が、関係者打合せ結果を受けて今後の方針を確認
令和2.6.4	所が、詳細設計の緊急施行を起工
令和2.6.8	受託者が、緊急施行の承諾及び着手届を提出
令和2.6.9	メール会議により、所から受託者へ、排水処理の方式について再検討の指示
令和2.9.2	所にて、本契約の業務計画を承認

(歳出)

(9) 河岸草刈り委託契約において、草の生育状況に応じて適切に委託内容を決定すべきもの
北多摩南部建設事務所は、野川の河岸草刈りについて、表17のとおり、委託契約を締結し
ている。

本契約では、散策路として利用されている高水敷(注1)は、年3回の草刈りを行うことと
している。実施状況については、表18のとおりであり、第2回と第3回の作業は、2週間か
ら1か月という非常に短い期間で実施していた。また、作業記録写真を確認したところ、第3
回の作業については、草が生育していないにもかかわらず、草刈り作業を実施している状況で
あった。

このことについて、所は、例年、本契約は5月から11月までの約6か月間を契約期間とし
ていたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応として、財
務局通知(注2)に基づき、契約手続が後倒しとなり、契約期間が8月から11月までの約3
か月間となったため、作業実施日が近接したとしている。

しかしながら、草刈りの間隔が確保できない場合は、作業実施回数を例年とおりの3回では
なく2回とするなど、草の生育状況に応じて委託内容を決定すべきであり、草刈りが不要な状
況にもかかわらず受託者に作業を実施させることは適切でない。したがって、令和2年度の委

託契約において高水敷の草刈り作業を年2回として試算すると、表19のとおり、273
万8,549円(監査事務局試算)の不経済支出となっている。

所は、河岸草刈り委託契約において、草の生育状況に応じて適切に委託内容を決定されたい。
(建設局)

(注1) 河川敷内で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のこと
(注2) 令和2年4月7日付財務局通知「緊急事態措置の実施に伴う工事、設計等委託及び物品買入
れ等の入札契約事務手続きについて」

(表 17) 契約の概要 (単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
野川河岸草刈り及び河道清掃委託(その1)	令和2.8.6～令和2.11.12	21,450,000
野川河岸草刈り及び河道清掃委託(その2)	令和2.8.4～令和2.11.12	14,740,000
野川河岸草刈り及び河道清掃委託(その3)	令和2.8.6～令和2.11.12	17,270,000

(表18) 作業実施状況について

野川河岸草刈り及び河道清掃委託(その1)

区画番号	第1回	第2回	第3回
1	9月30日	10月13日	11月4日
2~5	9月8日	10月3日	10月16日
6~9	9月15日	10月3日	10月16日
10	9月1日	10月12日	10月26日
11~13	9月11日	10月13日	10月26日
14	9月1日	10月19日	10月26日
15	9月8日	10月13日	10月26日
17	8月18日	10月15日	10月24日
18	8月18日	10月15日	11月2日

野川河岸草刈り及び河道清掃委託(その2)

区画番号	第1回	第2回	第3回
右岸 1・2	8月21日	10月21日	10月27日
左岸 1・2	8月25日	10月5日	10月29日
右岸 3	8月21日	10月6日	10月29日
左岸 3	8月26日	10月6日	10月29日
右岸 4~7	8月21日	9月30日	11月5日
左岸 4~7	8月24日	9月30日	11月5日
右岸 8・9	8月24日	9月30日	11月5日
左岸 8・9	8月24日	9月30日	11月5日
右岸 10~12	9月3日	10月17日	11月6日
左岸 10~12	9月3日	10月17日	11月6日
右岸 13~15	9月3日	10月17日	11月6日
左岸 13~15	9月3日	10月15日	11月6日
右岸 16~18	9月3日	10月17日	11月6日
左岸 16~18	9月3日	10月15日	11月6日
右岸 19~21	9月4日	10月15日	11月6日
左岸 19~21	9月8日	10月15日	11月6日

野川河岸草刈り及び河道清掃委託(その3)

区画番号	第1回	第2回	第3回
右岸 1・2	9月14日	10月4日	11月3日
左岸 1・2	9月14日	10月4日	11月3日
右岸 3	9月10日	10月5日	11月7日
左岸 3	9月10日	10月5日	11月7日
右岸 4	9月10日	10月5日	11月7日
左岸 4	9月10日	10月5日	11月7日
右岸 5	9月4日	10月1日	11月9日
左岸 5	9月4日	10月1日	11月9日
右岸 6	9月2日	10月5日	10月30日
左岸 6	9月2日	10月5日	10月30日
右岸 7	9月4日	10月5日	10月30日
左岸 7	9月4日	10月5日	10月30日
右岸 8	9月4日	10月5日	10月30日
左岸 8	9月4日	10月5日	10月30日

(表19) 不経済支出額の算出について(監査事務局試算)

(単位:円)

野川除雪工 種別	その1		その2		その3				
	減数量 (㎡)	単価 金額	減数量 (㎡)	単価 金額	減数量 (㎡)	単価 金額			
雪刈B(併用式)	2,021	55	111,155	11,234	56	629,104	630	39,060	
草刈(ワイドタイプ)	25,990	35	909,650	17,292	35	605,220	11,109	40	444,360
減となる金額			1,020,805		1,234,324		483,420		
合計金額(税抜)							2,738,549		

(注) 直接作業費の不経済支出額を算出しており、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は含まない。

(歳出)

(10) 公園施設改修工事に係る契約変更手続を適正に行うべきもの

東部公園緑地事務所は、表20の契約を締結し、戸山公園、東綾瀬公園及び地戸中央公園の公園施設改修工事を行っている。これらの公園は、指定管理者が管理を行っているが、工事エリアについては、整備の一環として、所が部分的に園地管理等を行っている。

そこで、本契約の履行状況を見たところ、契約上の履行場所ではない芝公園19号地での支障校せんだ業務が令和2年4月14日及び15日に実施されており、当該業務の指示書及び完了届では履行場所が戸山公園として提出されている状況が認められた。

このことについて、所は、次のとおりとしている。

① 芝公園は指定管理者が管理を行っているが、令和元年度は、園内の19号地については、所が園地改修工事を行ったため、令和元年度未まで園地管理を行っていた。令和2年度から指定管理者へ引き継ぐこととしていたが、引継ぎ前に枯枝を発見した。

② 早急な指定管理者への引継ぎ及び来園者の安全確保のため、枯枝を緊急にせん定する必要がある、表20の契約において作業の指示を出し、書類上は戸山公園での作業として手続をした。

しかしながら所は、履行場所の変更に当たり、契約条項第16条(注)に基づき契約変更手続をすべきであるところ、これを行っておらず適正でない。
所は、公園施設改修工事に係る契約変更手続を適正に行われたい。

(建設局)

(注) 委託者は必要があるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(表20) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
戸山公園ほか2公園施設改修工事(単価契約)	令和2.4.1~令和3.3.31	発注限度額 67,100,000

港 湾 局

会 計 管 理 局

1 指 施 事 項
(歳出)

1 意 見・要 望 事 項
(その他)

(1) 月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴取すべきもの
港務経営部は、港務統計システム用機器等（令和元年度更改）の借入れ契約を、表1のとおり、
締結している。

部は、システム仕様書標準作成手順書（デジタルサービス局）に基づき、仕様書に、「契約締
結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借内訳書、月別支払額内訳書を作成、
提出すること」と定めている。

これは、申し込みを行う場合、一般にリース料が10分の1程度になる一方、保守料の増額を
要求されることが多いため、保守付きリースではリース料と保守料の額を分けて把握しておく必
要があるためである。

しかしながら、契約書添付の内訳書を見たところ、月額リース料及び保守料を個別に記載せず、
これらを合算した金額が記載されており、内訳が示されていないことは、適正でない。
部は、仕様書に基づき、月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴
取されたい。

(港務局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

件名	契約金額（総額）	貸借借期間
港務統計システム用機器等（令和元年度更改）の借入れ	8,219,998	令和2.1.15～令和7.1.14

(1) 著作権の取得価格の考え方及び資産計上について

部は、平成18年度から、従来の公会計に様式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた都の
新たな公会計制度を導入し、財務諸表の作成及び公表を行っている。

その目的は、説明責任の充実にあり、都のコスト情報、ストック情報を適正に表示すること
である。作成された財務諸表は東京都公会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第107条
第3項及び東京都財務諸表作成事務取扱要綱（平成18年3月31日付17出会第733号。以
下「取扱要綱」という。）により、都議会に決算書の参考資料として提出されるとともに、局の
ホームページで公表されている。

ところで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項第5号では、特許権・著
作権・商標権・実用新案権・その他これに準ずる権利を公有財産と定めており、都はこれを受け
て、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）等により公有財産を管理している。

都の新たな公会計制度による貸借対照表に計上する著作権の価格について、取扱要綱では、東
京都公有財産台帳等処理要綱（平成18年4月1日付17財総第654号）別紙5事項別登録
要領に定める次の(ア)、(イ)の基準により、公有財産台帳に登録されている取得価格を基本と
すると定められている。

(ア) 著作権を他人より譲り受けた場合は、その譲渡価格
(イ) 都の著作である場合は、著作権登録原簿の登録に要する費用、なお、登録を行っている
いものについては、当該著作物の作成費用（印刷製本費等）

そこで、貸借対照表の著作権の取得価格を見たところ、都の著作で登録原簿への登録を行って
いないものについて0円で登録している例がある。一方で、著作物として配布する数冊が部の印刷
製本費に配送費等を含めて総額7億円で登録している例や、1冊当たりの単価と思われる89
円で登録している例があるなど、取得価格に含める金額の範囲に大きなばらつきが生じている。
このことは、財務諸表の作成に当たって、公有財産台帳に登録された総額をそのまま用いてい
ることによると認められる。

都の公有財産について所管している財務局は著作権の取得価格について、上記(ア)の著作物
の制作、印刷、配送、譲受等を含む契約の場合は、著作権の対価を含む切り分け可能な最小範囲
の金額を登録しよう補正して指導しているものの、著作権の取得のために要した費用だけを鑑
別することは実務上困難な場合があることから、実態としては、契約金額の総額が登録されてい
る場合があるとしており、また、上記(イ)なお書きの「作成費用（印刷製本費等）」の場合は、
著作物の対価ではなく、作成費用の総額を登録することとしている。

このため、上記の事例のように、著作権の取得価格が委託契約に含まれる当該著作物の作成部

数等によって大きく膨らむこととなり、権利の対価以外の金額が、公有財産台帳及び財務諸表の著作権の価額に含まれてしまう結果となっている。

そして、財務局は、著作権の保護期間である70年間は公有財産台帳から除外しないとしており、また、東京都会計基準においては、無形固定資産の減価償却は行わず、固定資産の減損会計も適用しない方針であることから、著作権の取得価格は一旦登録されると減額される機会がなく、新規計上分と合わせて当面は増加が続くこととなる。

しかしながら、財務諸表は、適正な計数を表示することが求められ、作成に際し注意を払う必要があることから、都の新たな公会計制度を主管する会計管理局は、著作権の取得価格の考え方や、資産計上する際の妥当性について、財務局と協議するなどにより、より一層適正な計数を表示していく必要がある。

部は、著作権の取得価格の考え方や財務諸表の資産計上について検討していくことが望まれる。

(会計管理局)

東京消防庁

1 指図書項

(重点監査事項) (繰出)

(1) 物品の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号及び東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2の規定では、財産の買入れについて随意契約によることができる場合として、予定価格が160万円を超えないときと定めている。

また、施行令第167条の2第1項第5号では、緊急の必要により競争入札に付することができないときは随意契約によることができることと定めている。

ところで、平防部では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を目的として消防技術試験講習場の会場等に設置するため、表1の契約により、仕切り板及び固定具を購入している。

この契約手続について見たところ、契約部署である総務部は、予定価格が160万円を超えている随意契約を行っていた。

このことについて確認したところ、部は、「緊急事態措置の実施に伴う工事、設計等委託及び物品買入れ等の契約事務手続きについて」(令和2年4月7日2財経第89号財務局長通知)及び「緊急事態措置の実施期間延長に伴う今後の契約事務手続きについて」(令和2年5月7日2財経第336号財務局長通知)により、新型コロナウイルス感染症への対応に係る調査であり、かつ、緊急を要するものについては、施行令第167条の2第1項第5号の随意契約によることとされている。

しかしながら、①本件は別用品の購入であること、②令和2年8月11日の購入意思決定の際に納入期限を2か月後の10月30日としており競争入札の方法により契約手続を行うことが可能であったことから緊急性があるとは認められず、同号を根拠として随意契約を行っていることは適正でない。

部は、物品の購入に係る契約事務を適正に行われたい。

(東京消防庁)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	購入決定日	契約日	納入期限	契約金額
仕切りほか1点の買入れ	令和2.8.11	令和2.8.31	令和2.10.30	1,864,170

(歳出)

(2) 三鷹消防署旧庁舎の解体工事について

総務部は、表2の契約を締結し、三鷹消防署旧庁舎の解体工事を行っている。この契約において、次のとおり、問題点が認められた。

ア 適切な設計、工程管理及び契約手続を行い、契約書の定めに基づいて工事を行うべきもの
この契約では、工期末において、プロック塙の復旧作業、上下水道管及び仮囲いの撤去が完了していなかった。

部は一部工事が未完了になった理由として、工事開始後すぐに、累のコンクリート防火壁の基礎と隣地共同住宅所有の跡の基礎が一体化していることが判明したため、隣地共同住宅所有の跡の取壊しと原状回復を行う必要が生じ、この設計変更に伴う住民との協議等のため、工事が遅れたものとしている。

本来であれば、

① 住宅と非常に近接した箇所を解体するのであるから、設計時には十分な調査を行った上で解体の方法を具体的に検討し、工事内容と工期を設定する必要がある。

② 工事開始後に設計変更を行うときは、工期内に工事が完了するよう工程を計画し、管理を行う必要がある。

③ 既定の工期では不足することが見込まれる場合は、契約を変更し契約工期の延長を行った上で、契約書に定める工期内に工事が完了するよう管理するべきである。

しかしながら、部は、上記①から③を行わず、工期後も受注者に工事を続行させており、適正でない。

部は、適切な設計、工程管理及び契約手続を行い、契約書の定めに基づいて工事を行われない。

(東京消防庁)

イ 工事の完了に係る判断を適正に行うべきもの

部は工期超過後も工事を継続させたが、最終的に上下水道管の撤去が行われず、完了部分についてのみ支払を行った。

本来、工事が完了していない場合は、表3のとおり、契約書第43条の2に基づき契約の解除を行い、第46条の2に基づき違約金の徴収をするべきである。

しかしながら、部は工事が完了していかないにもかかわらず、受注者からの工事完了届を受領し、検査合格としたのち、工事が完了したものとしており、適正でない。

その結果、部は表4のとおり、317万4,300円の違約金の徴収ができなくなっている。部は、工事の完了に係る判断を適正に行われない。

(東京消防庁)

ウ 検査業務を適正に行うべきもの

この工事について、部の検査部署は、令和3年3月31日に工事完了検査を実施している。検査部署は、速やかに隣地共同住宅所有の塙の原状回復を行うことを住民と合意していることから、契約解除を行った場合の新たな契約手続による相当期間の遅延を回避することを理由として、工事が完了していないことを認識しているが、受注者から解約書を徴収して検査合格としている。

本来、検査業務は、成果物と契約書及び設計図書等を相互に参照して、契約書が定める目的が達成されているかを判定する業務であり、相互牽制が機能するよう施工部署とは独立した立場で行っているものである。

しかしながら、検査部署は、施工部署の事情に配慮し、完了していない工事について検査合格としており適正でない。

また、施工部署と検査部署による相互牽制が機能していないこととなり、適切でない。部は、検査業務を適正に行われない。

(東京消防庁)

(表2) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
東京消防庁三鷹消防署旧庁舎(2) 自家給油設備等解体工事	令和3.2.18～令和3.3.26	変更後 31,743,800	A

(単位：円)

(表3) 工事請負契約書約定の抜粋

第13条の2	(発注者の催告によらない解除権) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
第16条の2	(発注者の損害賠償請求等) 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (1) 第13条又は第13条の2の規定により工事目的物の完成済にこの契約が解除されたとき。

(表4) 違約金の算出

契約金額(円)	違約金率(%)	違約金(円)
31,743,800	10.00	3,174,300

(注) 算出した違約金の1,000円未満の端数は切捨てとしている。

(歳山)

(3) メンタルヘルズ相談業務委託における仕様内容及び契約方法について見直すべきもの

人事課は、東京消防庁職員(約1万8,000名)を対象とした、メンタルヘルズの保持、増進に関する一般相談、メンタルヘルズの普及、啓発に関する専門的助言及び情報提供等の業務について、表5のとおり、総価契約で委託している。

本契約の仕様では、契約金額を月数で除いたものを一月当たりの金額と定め、翌月初日以降、受託者からの請求に応じて支払うこととしている。

ところで、本契約の性質上、毎月どの程度相談が寄せられるか予測することは難しい。そこで相談実績を見たところ、令和2年度は表6のとおり、過年度の実績は表7のとおりとなっており、実際に毎月の相談件数は変動し、年ごとの実績も変動している。

このような実態を把握しているにもかかわらず、総価契約によって委託し毎月の委託業務の対価として一定額を支払うことは実績に見合った支払となっておらず、適切でない。

部は、相談件数に変動が生じることを前提として、実績に応じた支払ができるよう、メンタルヘルズ相談業務委託における仕様内容及び契約方法について見直されたい。

(東京消防庁)

(表5) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
メンタルヘルズ相談業務委託	令和2.4.1～令和3.3.31	4,939,000

(単位：円)

(表6) 本契約における相談件数(令和2年度)

相談方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
面談相談	2	2	5	5	5	2	4	6
電話相談	1	3	11	4	4	5	4	1
メール相談	0	0	1	0	1	0	1	0
月別合計	3	5	17	9	10	7	9	7

(単位：件)

(表7) 本契約における相談件数(平成29年度から令和2年度まで)

	面談相談	電話相談	メール相談	合計
平成29年度	290	48	9	347
平成30年度	223	50	3	276
令和元年度	146	71	2	219
令和2年度(注)	31	33	3	67

(注) 表6のとおり、令和2年11月までの件数である。

(単位：件)

(歳山)

(4) 委託業務に係る履行の指示及び履行確認を適切に行うべきもの

防災課は、都民に対する起震車を使用した身体防護訓練・火災防止訓練の実施に関する業務を効率的かつ効果的に行うことを目的として、表8のとおり、公益財団法人東京防災救急協会(以下「協会」という。)に対し、起震車の運用業務を委託し、運転手等の待機場所として川都民防災教育センター(以下「防災館」という。)の事務所を提供している。

その運用の内容は、部が、地震体験を要望する小学校等からの申請を消防署経由で受け、協会へ申請者の訓練会場へ出勤する指示を行い、協会は運転手ほか1名を起震車とともに訓練会場へ山向けせ、地震の際の対応の訓練・指導を行うもので、契約上は、起震車を稼働できる日数は300日を確保する(必要に応じて調整等を行うこと)とされている。

そこで、起震車の運用状況について、委託業務履行状況確認書及び業務日誌により確認したところ、表9のとおりとなっており、次のとおり適切でない状況となっていた。

ア 仕様書では、庁からの指示書に基づき指定された訓練会場へ山向することとしているが、項番3、5及び11の防災館来館者のための体験実施業務は、書面による指示でなく口頭のみで指示となっている。

イ 項番9及び12の防災館の受付業務は別途協会が受託している業務であり、その支援を行うことは本契約の仕様書に定めがない業務であるにもかかわらず、庁は本契約の業務として履行の確認を行っている。

部は、委託業務に係る履行の指示及び履行確認を適切に行われたい。

(東京消防庁)

(表8) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約相手方	契約金額
起震車運用業務委託	令和2.4.1～令和3.3.31	(公財) 東京防災救急協会	(概算払) 6,770,600

(単位：円)

(表9) 起震車の運用状況

項番	実施月	書出指示	回数	業務内容	備考
1	令和2.4	—	0		防災館は臨時休館
2	令和2.5	—	0		
3	令和2.6	なし	13	防災館未館者の体験実施	防災館は1階のみ再開
4	令和2.7	あり	3	小学校等での訓練・指導	防災館はシアター、地震体験コーナー等も再開 (団体予約は休日)
			12	防災館未館者の体験実施	
6	令和2.8	あり	2	小学校等での訓練・指導	
7	令和2.9	あり	8	小学校等での訓練・指導	
8	令和2.10	あり	13	小学校等での訓練・指導	防災館は全館が再開(団体予約は条件付きで再開)
9		なし	5	防災館の受付業務の支援	
10	令和2.11	あり	19	小学校等での訓練・指導	
11		なし	5	防災館未館者の体験実施	
12		なし	5	防災館の受付業務の支援	

1 指図書事項
(支出)

(1) 空調機の調達手続を適正に行うべきもの

地方公共団体の調達は、一般競争入札による方法が原則とされ、一定の場合に限り随意契約等による方法が認められている。随意契約により契約を締結することができる工事については、東京都交通局契約事務規程(昭和39年4月1日交通局規程第15号)第3.4条では、予定価格が250万円を超えないものと制限されている。

ところで、清澄乗務管理所では、表1のとおり、J1舎6階にある2か所の仮泊室にそれぞれ空調機を設置(以下「空調機」という。)を設置する空調機設置工事を2件の随意契約により施工している。

そこで、この2件の施工内容を見たところ、いずれの工事も仮泊室に空調室内機及び室外機を設置するものであり、別の工事として施工しなければならない特段の理由は見当たらず、起工日もともに令和2年9月16日となり、1件の工事として施工可能であると認められる。

1件の工事として施工していれば、その予定価格は250万円を超え、調達方法の原則である入札により調達できるにもかかわらず、それぞれを随意契約により調達していることは適正でない。

本件が、2件の工事として施工された原因について、所及び電車部は、契約事務を行った所の認識不足やチェック不足のほか、所の予算管理を担当する電車部の確認が不十分であったためとしている。しかしながら、本件2件の契約を見ると、前述の施工内容や起工日のほか契約日も近接しており、入札を避けるため契約を分割しているとの疑念を抱かせかねないものとなっていることから、所及び部は、今後同様の事案が発生しないよう、契約事務の適正化を徹底していく必要がある。

所及び部は、空調機の調達手続を適正に行われた。

(交通局)

(表1) 契約の概要

契約件名	予定価格	契約金額	起工日	契約日	契約相手方
清澄乗務区庁舎6F(仮泊室)空調機和装置設置工事	2,117,500	1,991,000	令和2.9.16	令和2.10.2	A
清澄乗務区庁舎6F(仮泊室)空調機和装置設置工事	2,117,500	1,991,000	令和2.9.16	令和2.10.5	A

(単位：円)